

馬頭町・小川町合併協議会

第4回協議会資料

平成 17 年 1 月 6 日

馬頭町山村開発センター

【 目 次 】

(1) 協議事項 (P1 ~ P80)

協議第 3号の2	合併の期日について	(協定項目 7)	P 1
協議第 37号	地域審議会等に関することについて	(協定項目 10)	P 6
協議第 38号	消防団の取扱いについて	(協定項目 22)	P 10
協議第 39号	地域間交流事業について	(協定項目 25 - 1)	P 13
協議第 40号	農林水産関係事業について	(協定項目 25 - 13)	P 17
協議第 41号	商工観光関係事業について	(協定項目 25 - 14)	P 24
協議第 42号	建設関係事業について	(協定項目 25 - 15)	P 29
協議第 43号	上下水道事業について	(協定項目 25 - 16)	P 43
協議第 44号	学校教育事業について	(協定項目 25 - 17)	P 55
協議第 45号	社会教育事業について	(協定項目 25 - 18)	P 66

協議第3号の2

合併の期日について（協定項目2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

平成17年1月6日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

合併の期日について

1 修正案

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

【現時点の調整方針】

合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律の期限内の平成18年1月1日を目標とする。

なお、正式な合併の期日は、合併協定書の調印までに決定するものとする。

平成16年11月22日の第1回協議会において、次のような理由から上記の調整方針が確認されている。

- (1) 当地区の合併の期日については、合併特例法に基づく特例措置、財政支援措置が受けられることが前提となることから、合併特例法の期限内とする。
- (2) 正式な合併の期日は、協定項目の協議の進捗状況、合併に向けての準備期間等を考慮し、合併協定書の調印までに決定する。

2 合併期日の設定

(1) 当初の提案について

合併協議会設立当初の、第1回の合併協議会開催の段階では、平成17年3月31日までに県知事へ申請することが当面の最大課題であり、これを最優先に事務を進めなければならない状況から、その後の合併準備の内容とそれらに要する期間を見込んで、具体的な合併期日を設定することは、難しい状況であった。

具体的な合併期日の設定は、尚早との判断から、伸ばしてもこの期日までとして平成18年1月1日を目標にあげたもので、後日、協議の進捗、合併準備の期間の目安などを精査して、具体的な合併期日を決定するものとしたところである。

(2) 現在の進捗状況について

現在までに、すべての協定項目を提案するまでに調整作業が進んだこと、また、提案した協定項目の協議が順調に進んでいること、協議会にはあがらない細かな事務事業の基本的なすり合わせ作業もほぼ終了することなど、いずれも、当初の想定以上の進捗状況である。

このようなことから、事務局においても、進んでいる分野については、合併協議の事務から、合併準備に係る調査研究事務や具体的な調整事務に徐々に移行している。その結果、合併の期日までには、整っていなければならない自治体の根幹に関わるもの、また、住民のサービスと密接なものなどの準備が、早期に整うことが可能との見込みが立った。

(3) 具体的な合併期日の検討について

合併期日の検討の留意事項

具体的な、合併期日の検討にあたっては、留意事項は、次のとおりである。

- ア 住民の意見の反映や合意形成に要する期間

- イ 住民生活への影響や合併時に予定される事務事業又は、公的行事との関係
- ウ 合併協議会の協議の進捗状況
- エ 首長、議会議員等の任期
- オ 電算システムの統合をはじめとした合併準備に要する期間

具体的期日の設定の考え方

具体的な期日の設定に当たっては、次の理由から、「月の初日で、かつ、休日又は休日の翌日」が望ましいとされている。

- ア 合併に伴う各種制度の切り換え、とりわけ、住民生活に直結した制度の切り換え時の混乱を考慮すると、月の途中は避けるべきとされている。
- イ 予算、決算、合併前の町の事業及び契約等の日割り計算、新町への事務引継ぎを考慮した場合、月途中の合併は避けるべきとされている。
- ウ 区切りの良いことから、また、住民の認識、対外的な周知等を考慮した場合からも、月の初日が望ましいと思われる。
- エ 新町発足のための準備や電算システムの切り換え等によるトラブルを避けるため、電算システムのテストなどが十分行なえるように、合併当日は、休日又は、前日が休日であることが望ましいとされている。

合併想定期日の比較表

別紙 1 参照

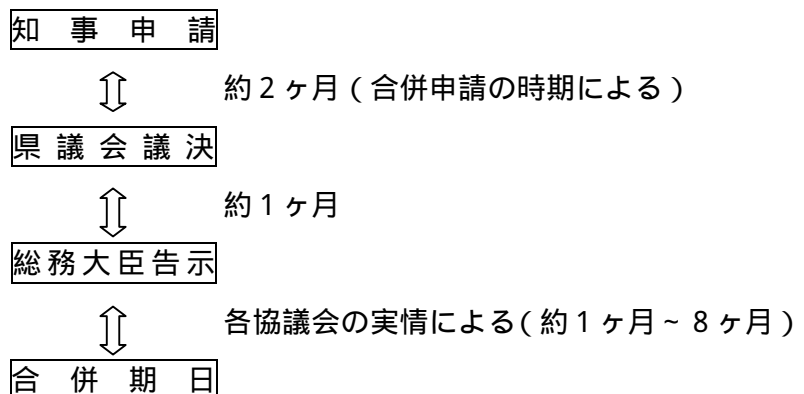
具体的な合併期日

合併期日の検討の留意事項及び具体的期日の設定の考え方を踏まえて、合併想定期日の比較表の内容を総合的に勘案すると、平成 17 年 10 月 1 日が、最も望ましい期日であると考えられる。

3 現時点での想定スケジュール

(1) 先進事例による手続き期間

最近の事例を踏まえると各手続きにかかる期間は、概ね次のとおり。



(2) 現時点での合併までの想定スケジュール

別紙 2 参照

合併想定期日比較表

想定期日	設置選挙期限 (直近日曜日)	メリット及びデメリット	備考
平成17年 10月1日 (土)	11月19日 (11月13日)	平成16年度決算認定は、旧町で可能である。 平成18年度予算編成に、新町長が十分関わることができ、新年度から、新町の一体化の確立等各種施策に積極的に取り組むことが可能である。 合併期日が閉庁日であり、新町への事務移行が円滑に行なえる。	
平成17年 11月1日 (火)	12月20日 (12月18日)	平成16年度決算認定は、旧町で可能である。 平成18年度予算編成に、新町長がかなり関わる事ができ、新年度から、新町の一体化の確立等各種施策に取り組むことが可能である。 × 合併期日が平日であり、新町への事務移行に相応の対策が必要である。	
平成17年 12月1日 (木)	1月19日 (1月15日)	平成16年度決算認定は、旧町で可能である。 × 平成18年度予算編成に、新町長が十分関わることは難しい。 × 合併期日が平日であり、新町への事務移行に相応の対策が必要である。	
平成18年 1月1日 (日)	2月19日 (2月19日)	平成16年度決算認定は、旧町で可能である。 × 平成18年度予算編成に、新町長が十分関わることは難しい。 合併期日が閉庁日であり、新町への事務移行が円滑に行なえる。 年末年始の休業中であり、合併の日に行事を行なう場合は、関係者の理解を得る必要がある。	

現時点での合併までの想定スケジュール

別紙 2

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
合併協議会	3日 2回協議会	19日 5回協議会 全ての項目確認見込み(建設計画除く。)	17日 7回協議会 建設計画(案)確認	3日 8回協議会 建設計画確認	中旬 合併協定書調印						協議会廃止
建設計画	3日 建設計画素案提案	事前協議 ←→	本協議 ←→								
		住民説明会 ←→									
各町				中旬 合併議決 下旬 合併申請	合併準備予算議決					協議会廃止議決 閉庁	
その他											合併開庁
					← 合併準備 →						
							県議会議決	総務大臣告示			

協議第 37 号

地域審議会等に関することについて（協定項目 10）

地域審議会等に関することについて、次のとおり提案する。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に規定する地域審議会等は、新町において設置しないものとする。ただし、合併後の新町の一体性の確立、各地域の均衡ある発展及び地域住民の連携の強化を住民と協働で推進するため、新町において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する附属機関を設置するものとする。

平成 17 年 1 月 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 総務 分科会名 総務

協議事項	10 地域審議会等に関すること	関連項目	
調整の方針	<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する地域審議会等は、新町において設置しないものとする。ただし、合併後の新町の一体性の確立、各地域の均衡ある発展及び地域住民の連携の強化を住民と協働で推進するため、新町において地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する附属機関を設置するものとする。</p>		

留 意 事 項

附属機関の組織及び運営等の骨子（参考）

【設置の形態・根拠】

地方自治法第138条の4に基づき、条例で設置する執行機関の附属機関とする。

【目的】

住民の意見を町政に反映させ、協働でまちづくりの推進を図るため次の3項目を柱とし、附属機関を設置するものとする。

- (1) 新町の一体性の速やかな確立
- (2) 新町の均衡ある発展
- (3) 地域住民の連帯の強化

【名称】

「まちづくり推進会議」や「地域推進協議会」とするなど、新町の均衡ある発展に寄与する団体として相応しい名称とする。

【所掌事務・職務】

- (1) 新町建設計画変更・執行状況等について町長の諮問に応じ意見を述べる。
- (2) 公共施設の設置・管理運営・新町建設計画の執行状況について、必要に応じ町長に意見を述べる。
- (3) まちづくりについて町長に意見、又は提案する。

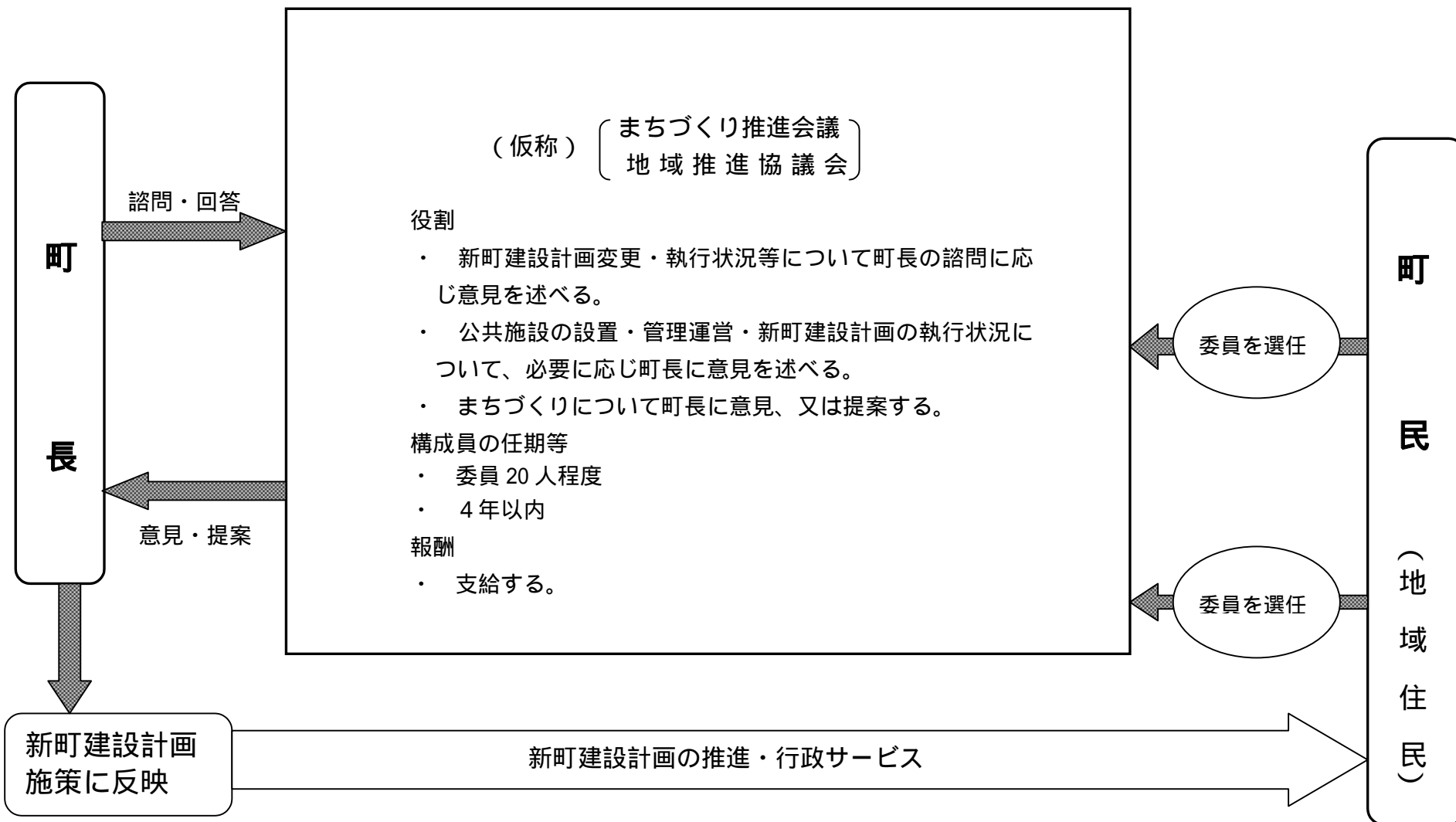
【組織】

町民の中から次の要件を考慮し町長が選任する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 町民活動団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募により選任された者

(仮称) (まちづくり推進会議
地域推進協議会) の仕組み(案) ~ 地方自治法 ~

8



地域審議会等の概要

	地域審議会	地域自治区	合併特別区	地方自治法に基づく附属機関
根拠法律	・合併特別法	・合併特別法	・合併特別法	・地方自治法
法人格の有無	・無	・無	・有	・無
設置区域	・旧町単位	・旧町単位（合同も可）	・旧町単位（合同も可）	・全町
期間	・概ね10年以内	・期限なし	・5年以内	・期限なし
設置手続き	・2町の協議により定め、各町議会の議決が必要となる。	・2町の協議により定め、各町議会の議決が必要となる。	・2町の協議で規約を定め、各町議会の議決を経て、知事に申請する。	・新町において条例で定める。
事務所	・事務所は置かない。	・事務所を置く。	・事務所を置く。	・事務所は置かない。
区長等	————	・事務所に代えて区長を置くことができる（特別職） ・区長は首長が選任する。	・区長は市町村長の被選挙権者のうちから、首長が選任する（特別職） ・区長は市の助役、支所長や出張所長と兼ねることができる。	————
区長の任期	————	・2年以内で2町の協議で定める。	・2年以内で規約で定める	————
職員	————	・新町からの派遣又は兼務。	・新町の職員のうちから、首長の同意を得て、区長が命ずる。	————
地域協議会等の設置及び構成員の選任	————	・地域協議会を置く。 ・地域自治区の住民のうちから首長が選任する。	・合併特別区協議会を置く。 ・合併特別区内の住民で市議会議員の被選挙権者のうちから、規約で定める方法により選出し、首長が選任する。	————
地域協議会等の構成員の任期	・2町の協議で定める（2年程度）。	・4年以内で2町の協議で定める。	・2年以内で規約で定める。	・新町において条例で定める。
地域協議会等の権限・役割	・当該区域に係る市町村の事務に関し、長の諮問に応じて審議し、意見を述べることができる。	・自治区の事務所が所掌する事務のほか市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、市町村長その他の機関の諮問に応じて審議し、意見を述べる ・区域内における公の施設の設置又は廃止その他の条例で定める重要事項の決定、変更に当たっては、市町村長は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。	・予算等の重要事項を定めるときは協議会の同意が必要となる。 ・規約で定める合併特別区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、協議会の意見を聴かなければならない。 ・協議会は、地域振興等合併特別区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べる ・法で定められている以外の業務。	・新町建設計画変更・執行状況等について町長の諮問に応じ意見を述べる。 ・公共施設の設置・管理運営・新町建設計画の執行状況について、必要に応じ町長に意見を述べる。 ・まちづくりについて町長に意見、又は提案する。
協議会委員の報酬	・報酬を支給する。	・報酬を支給しないことができる。	・報酬を支給しないことができる。	・報酬を支給する。

協議第 3 8 号

消防団の取扱いについて（協定項目 2 2）

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

消防団及び水防団の組織については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統合するものとする。

平成 1 7 年 1 月 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

総務

分科会名

消防交通

協議事項	2.2 消防団の取扱い	関連項目	
調整の方針	消防団及び水防団の組織については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統合するものとする。		

事務事業名	現		況		調整の具体的内容
	馬頭町		小川町		
消防団の組織	1. 分団数 19分団 2. 団員数 条例定数 407名 実団員数 395名 3. 団員構成 団長 1名 副団長 2名 本部部長 4名 分団長 19名 副分団長 19名 班長 80名 団員 270名 実員 第1分団 18名 第2分団 13名 第3分団 10名 第4分団 19名 第5分団 16名 第6分団 27名 第7分団 30名 第8分団 22名 第9分団 25名 第10分団 20名 第11分団 21名 第12分団 17名 第13分団 17名 第14分団 23名 第15分団 24名 第16分団 16名 第17分団 22名 第18分団 21名 第19分団 27名	1. 分団数 11分団 2. 団員数 条例定数 243名 実団員数 231名 3. 団員構成 団長 1名 副団長 2名 本部部長 4名 分団長 11名 副分団長 11名 部長 11名 班長 42名 団員 149名 実員 第1分団 15名 第2分団 22名 第3分団 24名 第4分団 24名 第5分団 19名 第6分団 21名 第7分団 20名 第8分団 20名 第9分団 21名 第10分団 17名 第11分団 15名	消防団の組織については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から新町消防団に統合するものとする。		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
水防団の組織	<p>水防法第5条、第6条の規定に基づき、水防団を設置する。 水防団員は、消防団員があたり、水防に関しては、水防管理者(町長)の所轄の下に行動する。 水防団の設置、区域及び組織並びに定員、任免、給与及び服務に関する事項は、馬頭町消防団条例、馬頭町水防計画による。</p>	<p>水防法第5条、第6条の規定に基づき、水防団を設置する。 水防団員は、消防団員があたり、水防に関しては、水防管理者(町長)の所轄の下に行動する。 水防団の設置、区域及び組織並びに定員、任免、給与及び服務に関する事項は、小川町消防団条例、小川町水防計画による。</p>	<p>水防団の組織については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から新町水防団に統合するものとする。</p>

協議第39号

地域間交流事業について（協定項目25-1）

地域間交流事業について、次のとおり提案する。

- 1．地域間交流事業（姉妹都市との交流事業を含む。）については、新町に引き継ぐものとする。
- 2．国際交流事業及び海外派遣事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新町において速やかに調整するものとする。

平成17年1月6日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 企画教育 分科会名 企画調整社会教育

協議事項	2 5 各種事務事業の取扱い	関連項目	2 5 - 1 地域間交流事業
調整の方針	1．地域間交流事業（姉妹都市との交流事業を含む。）については、新町に引き継ぐものとする。 2．国際交流事業及び海外派遣事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新町において速やかに調整するものとする。		

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
地域間交流事業	【国内】 1．相手方 滋賀県 秦荘町 2．開始年度 昭和56年度（昭和56年度 姉妹都市） 3．内容 (1) 児童生徒のスポーツ・文化交流 (2) 各分野ごとの交流 現在は分野ごとで交流している。 4．備考 相手方にも合併協議会が設置されており、地域間交流は、現行のとおり新町に引き継ぐ調整方針が出ている。	【国内】 1．相手方 秋田県 仙南村 2．開始年度 平成2年度 3．内容 (1) 中学生のスポーツ交流・ホームステイ事業 (2) 和太鼓による文化交流 (3) 各分野ごとの交流 現在は、分野ごとで交流しているが、減少している。 4．備考 相手方にも合併協議会で、地域間交流は、現行のとおり新町に引き継ぐ調整方針が出ている。 平成16年11月1日に町村合併により仙南村は美郷町となった。	地域間交流事業(姉妹都市との交流事業を含む。)については、新町に引き継ぐものとする。 なお、各町は、合併時までに地域間交流事業(姉妹都市との交流事業を含む。)の相手方と今後の交流の意思を確認するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
	<p>【国 外】</p> <p>1.相手方 米国 ニューヨーク州 ホースヘッズ村</p> <p>2.開始年度 平成元年度（平成5年度 姉妹都市）</p> <p>3.内 容</p> <p>(1) 青少年海外体験学習事業 青少年を姉妹都市アメリカ合衆国ホースヘッズ村へ派遣し、派遣国の歴史、文化、生活習慣などを理解し、異文化と国際的な感覚を身につける機会とする。 さらに、姉妹都市での学校訪問・ホームステイ等の学習体験を通して21世紀の地域の担い手として求められている国際性豊かな人材の育成を図り、あわせて両国の国際親善と友好を深めることを目的とする。 平成16年度事業 派遣期間 10月15日から28日までの14日間 派遣対象 中学2年生 8名 学習内容 ・ホースヘッズ村学校訪問及び生徒との交流 ・訪問施設（役場、老人ホーム、警察署、消防署等） ・ホームステイ</p> <p>(2) ホースヘッズ村交流事業 ホースヘッズ村訪問団との交流を深める。 ・町内家庭へホームステイ ・文化体験や学校訪問等</p>	<p>【国 外】 該当なし</p>	
国際交流事業	<p>1.概 要 地域国際化の推進を図り、町民の国際意識の高揚と国際理解を深める。</p> <p>2.内 容</p> <p>(1) 国際交流ウィークエンド事業 国際交流団体との連帯、協力により留学生等と交流事業を実施している。 ・県内在住の留学生と研修員等 50名程度 ・町内のホストファミリーと一般参加者50名程度</p> <p>(2) 国際交流員設置事業 国際交流員による幼稚園、保育所、小学校、中学校への訪問学習。年60回訪問実施</p>	<p>1.概 要 地域国際化の推進を図り、町民の国際意識の高揚と国際理解を深める。</p> <p>2.内 容</p> <p>(1) 地域交流イベント事業 地域住民と外国人の参加の下に、国際交流イベントを開催する。 ・田植え・稲刈等 ・町内家庭へホームステイ</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新町において速やかに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
海外派遣事業	ホースヘッズ村への青少年海外体験学習事業を実施している。	<p>【中学生海外研修派遣事業】</p> <p>中学生を海外へ派遣し、派遣国の歴史、文化、生活習慣などを理解し、異文化と国際的な感覚を身につける機会とする。</p> <p>さらに、海外研修先での学校訪問・ホームステイ等の学習体験を通して21世紀の地域の担い手として求められている国際性豊かな人材の育成を図ることを目的とする。</p> <p>平成16年度事業</p> <p>研修派遣国 カナダ</p> <p>派遣期間 8月18日から25日までの8日間</p> <p>派遣対象 中学3年生 9名</p> <p>学習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問及び生徒との交流 ・福祉施設等訪問 ・ホームステイ 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新町において速やかに調整するものとする。</p>

農林水産関係事業について（協定項目25-13）

農林水産関係事業について、次のとおり提案する。

- 1．農業関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業振興地域整備計画については、現行を基本とし、新町において速やかに計画を策定するものとする。
 - (2) 数量調整円滑化推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (3) 町単独生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものとする。
 - (4) 土地改良事業については、馬頭町の例を基本とし、合併時に統一するものとする。
 - (5) 中山間地域総合整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (6) 災害復旧事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2．林業関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 森林整備計画については、合併後、既存の計画を尊重し速やかに策定するものとする。
 - (2) 県単独経営作業道整備事業については、馬頭町の例によるものとする。
 - (3) 町単独作業道整備事業については、小川町の例によるものとする。ただし、補助限度額については200,000円とするものとする。
 - (4) 森林整備地域活動支援交付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (5) 木材需要拡大事業については、馬頭町の例によるものとする。

平成17年1月6日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 産 業 分科会名 農政、農村整備

協 議 事 項	2 5 各種事務事業の取扱い	関連項目	2 5 - 1 3 農林水産関係事業
調整の方針	<p>1. 農業関係事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画については、現行を基本とし、新町において速やかに計画を策定するものとする。</p> <p>(2) 数量調整円滑化推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 町単独生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものとする。</p> <p>(4) 土地改良事業については、馬頭町の例を基本とし、合併時に統一するものとする。</p> <p>(5) 中山間地域総合整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 災害復旧事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 林業関係事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 森林整備計画については、合併後、既存の計画を尊重し速やかに策定するものとする。</p> <p>(2) 県単独経営作業道整備事業については、馬頭町の例によるものとする。</p> <p>(3) 町単独作業道整備事業については、小川町の例によるものとする。ただし、補助限度額については 200,000円とするものとする。</p> <p>(4) 森林整備地域活動支援交付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 木材需要拡大事業については、馬頭町の例によるものとする</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
農業振興地域整備計画	<p>【馬頭町農業振興地域整備計画書】</p> <p>農業振興地域指定 昭和45年度 整備計画策定 昭和46年度 特別管理指定 昭和52年度 農業農村指定 昭和57年度 特別管理指定 平成8年度 特別管理策定 平成9年度 整備計画策定 平成10年度 整備計画変更 平成14年度 一般管理 年3回 6,10,2月</p> <p>農振除外申請受付期限 第1回目 6月10日 第2回目 10月10日 第3回目 2月10日</p> <p>農業振興地域面積 7,540ha</p>	<p>【小川町農業振興地域整備計画書】</p> <p>農業振興地域指定 昭和46年度 整備計画策定 昭和46年度 特別管理指定 昭和50年度 整備計画変更 昭和50年度 農業農村指定 平成2年度 整備計画変更 平成4年度 整備計画変更 平成11年度 一般管理 年3回 4,8,12月</p> <p>農振除外申請受付期限 第1回目 4月10日 第2回目 8月10日 第3回目 12月10日</p> <p>農業振興地域面積 3,970ha</p>	<p>農業振興地域整備計画については、現行を基本とし、新町において速やかに計画を策定するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
生産調整推進事業	<p>【数量調整円滑化推進事業】</p> <p>1. 目的 米の当面の需給調整については、需要に見合った米づくりを推進する観点から数量により調整する手法に転換する。 このような仕組みを円滑に進めていくことが、需要に応じた米の生産、需要と価格の安定に資する。</p> <p>2. 内容 ・生産調整方針の作成 ・適切な運用に関する助言、指導 ・農業者別生産目標数量の通知 ・生産調整実施者の確認等</p>	<p>【数量調整円滑化推進事業】</p> <p>1. 目的 米の当面の需給調整については、需要に見合った米づくりを推進する観点から数量により調整する手法に転換する。 このような仕組みを円滑に進めていくことが、需要に応じた米の生産、需要と価格の安定に資する。</p> <p>2. 内容 ・生産調整方針の作成 ・適切な運用に関する助言、指導 ・農業者別生産目標数量の通知 ・生産調整実施者の確認等</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>町単独生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものとする。</p>
	<p>【町単独生産調整推進対策事業】</p> <p>1. 目的 生産調整目標面積を達成した集落に対し、町と農業協同組合から奨励金を交付し、生産調整推進対策を円滑に推進する。</p> <p>2. 内容 (1)基本額 集落戸数10戸未満 20,000円 集落戸数10戸以上20戸未満 30,000円 集落戸数20戸以上 40,000円 (2)加算金 目標面積を超過して実施した面積に対しての上乗せ 10aあたり2,000円</p> <p>3. 負担割合 町 1 / 2 J A 1 / 2</p>	<p>【町単独生産調整推進対策事業】</p> <p>1. 目的 需要に応じた米の計画的生産の徹底と地域内の話し合いによる生産調整の達成、水田における麦・大豆及び地域特産物等の新規作付けを奨励するため補助金を交付し、水田農業の再編構築を図る。</p> <p>2. 内容 (1)集落生産活性化補助金（生産調整達成集落） 1戸あたり 5,000円 (2)水田麦、大豆補助金（麦、大豆の新規作付け） 10aあたり 3,000円 (3)地域特産物及び園芸補助金（いちご・ねぎ・花卉等の新規作付） 10aあたり 10,000円 (4)特認補助金（なすの資材費1/2以内） 10aあたり 50,000円程度</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容																																													
	馬頭町	小川町																																														
土地改良事業	<p>【町単独事業】</p> <p>1. 目的 土地改良事業の施行により、高度の農業生産を確保すると共に農業経営の合理化を図る。</p> <p>2. 事業主体 土地改良区、農業協同組合、森林組合、畜産団体、共同施行、農産物生産出荷組合等</p> <p>3. 補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業 ・農道整備事業 ・暗渠排水事業 ・圃場整備事業等 <p>4. 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の50%以内 <p>5. 採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積 0.5ha以上 ・関係戸数 3戸以上 	<p>【町単独事業】</p> <p>該当なし</p>	<p>馬頭町の例を基本とし、合併時に統一するものとする。</p>																																													
中山間地域総合整備事業	<p>1. 事業地区名 馬頭南部地区（大字久那瀬、松野、富山、矢又）</p> <p>2. 事業年度 平成15年度から平成19年度</p> <p>3. 補助率 国55/100、県20/100</p> <p>4. 事業の種類及び負担割合</p> <p>(1) 農業生産基盤整備</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">農業用排水施設整備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">町</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">15/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地元</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">25/100～15/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地元</td> <td style="text-align: center;">10/100～0</td> </tr> <tr> <td>圃場整備</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">17.5/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地元</td> <td style="text-align: center;">7.5/100</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">15/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地元</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> </table> <p>(2) 農業生活環境基盤整備</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">集落道整備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">町</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">25/100</td> </tr> <tr> <td>集落防災安全施設</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">25/100</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">25/100</td> </tr> <tr> <td>活性化施設</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">15/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地元</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> <tr> <td>集落環境施設整備</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">15/100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">地元</td> <td style="text-align: center;">10/100</td> </tr> </table>	農業用排水施設整備	町	15/100		地元	10/100	農道整備	町	25/100～15/100		地元	10/100～0	圃場整備	町	17.5/100		地元	7.5/100	暗渠排水	町	15/100		地元	10/100	集落道整備	町	25/100	集落防災安全施設	町	25/100	公園整備	町	25/100	活性化施設	町	15/100		地元	10/100	集落環境施設整備	町	15/100		地元	10/100	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
農業用排水施設整備	町	15/100																																														
	地元	10/100																																														
農道整備	町	25/100～15/100																																														
	地元	10/100～0																																														
圃場整備	町	17.5/100																																														
	地元	7.5/100																																														
暗渠排水	町	15/100																																														
	地元	10/100																																														
集落道整備	町	25/100																																														
集落防災安全施設	町	25/100																																														
公園整備	町	25/100																																														
活性化施設	町	15/100																																														
	地元	10/100																																														
集落環境施設整備	町	15/100																																														
	地元	10/100																																														

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
災害復旧事業	【町単独補助災害】 1. 内容 農地及び農業用施設が災害を受けた場合の復旧事業で、国庫補助 に該当しない小災害について補助する。 2. 対象要件 事業費100千円以上400千円未満の農地及び農業用施設の災害 3. 補助率 ・農地 50/100 ・農業用施設 50/100	【町単独補助災害】 1. 内容 農地及び農業用施設が災害を受けた場合の復旧事業で、国庫補助 に該当しない小災害について補助する。 2. 対象要件 事業費100千円以上400千円未満の農地及び農業用施設の災害 3. 補助率 ・農地 50/100 ・農業用施設 50/100	2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	【国庫補助災害】 1. 内容 農地及び農業用施設が災害を受けた場合の復旧事業の補助 2. 対象要件 事業費で400千円以上の農地及び農業用施設の災害 3. 国庫補助の基本率 ・農地 50/100以上 ・農業用施設 65/100以上 4. 受益者負担 国庫補助の残 5. 町単独上乗分 なし	【国庫補助災害】 1. 内容 農地及び農業用施設が災害を受けた場合の復旧事業の補助 2. 対象要件 事業費で400千円以上の農地及び農業用施設の災害 3. 国庫補助の基本率 ・農地 50/100以上 ・農業用施設 65/100以上 4. 受益者負担 国庫補助の残 5. 町単独上乗分 なし	
森林整備計画	【馬頭町森林整備計画】 1. 内容 森林整備計画は、国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、地域森林 整備方針を定める。 計画期間は10年間とし、5年ごとに見直していく。 ・現計画 平成12年度策定 (目標年度平成22年度)	【小川町森林整備計画】 1. 内容 森林整備計画は、国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、地域森林 整備方針を定める。 計画期間は10年間とし、5年ごとに見直していく。 ・現計画 平成12年度策定 (目標年度平成22年度)	合併後、既存の計画を尊重し速やかに策定するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
林道整備事業	<p>【県単独経営作業道整備事業】</p> <p>1. 目的 除間伐や原木の採取等に高性能機械を利用し、効率的な作業が行えるよう県単補助を利用し簡易な経営作業道を整備する。</p> <p>2. 事業内容 作業道の開設</p> <p>3. 事業主体 那須南森林組合</p> <p>4. 県補助率 1/2以内</p> <p>5. 町単独上乗分 20/100</p> <p>6. 採択基準 関係者 2名以上 受益面積 5ha以上</p>	<p>【県単独経営作業道整備事業】</p> <p>1. 目的 除間伐や原木の採取等に高性能機械を利用し、効率的な作業が行えるよう県単補助を利用し簡易な経営作業道を整備する。</p> <p>2. 事業内容 作業道の開設</p> <p>3. 事業主体 那須南森林組合</p> <p>4. 県補助率 1/2以内</p> <p>5. 町単独上乗分 なし</p> <p>6. 採択基準 関係者 2名以上 受益面積 5ha以上</p>	<p>馬頭町の例によるものとする。</p>
	<p>【町単独作業道整備事業】</p> <p>1. 目的 森林整備に必要な作業道の開設事業に対する補助金を交付する。</p> <p>2. 事業内容 作業道の開設</p> <p>3. 事業主体 森林所有者等</p> <p>4. 補助率 1/2以内</p> <p>5. 採択基準 関係者 3名以上 受益面積 3ha以上</p> <p>6. 限度額 500,000円</p>	<p>【町単独作業道整備事業】</p> <p>1. 目的 森林整備に必要な作業道の開設事業に対する補助金を交付する。</p> <p>2. 事業内容 作業道の開設</p> <p>3. 事業主体 森林所有者等</p> <p>4. 補助率 1/2以内</p> <p>5. 採択基準 幅員 2m以上</p> <p>6. 限度額 100,000円</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
森林整備地域活動支援交付事業	<p>1. 目的 森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査など、施業団地を単位とした地域活性化を支援して、適切な森林整備の推進を図る。</p> <p>2. 事業概要 間伐等の森林整備を促進するため、森林管理に必要な活動について交付金を交付する。</p> <p>3. 対象となる森林 森林施業計画制度の認定を受けている30ha以上の森林</p> <p>4. 対象者 森林施業計画を作成し、町と「森林活動地域活動実施協定」を締結した者</p> <p>5. 対象となる事業 整備箇所の調査、作業歩道の手入れ、施業計画遵守等</p> <p>6. 交付単価 1haあたり1万円</p> <p>7. 負担割合 国1/2 県1/4 町1/4</p> <p>8. 実施期間 平成14年度から平成18年度</p>	<p>1. 目的 森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査など、施業団地を単位とした地域活性化を支援して、適切な森林整備の推進を図る。</p> <p>2. 事業概要 間伐等の森林整備を促進するため、森林管理に必要な活動について交付金を交付する。</p> <p>3. 対象となる森林 森林施業計画制度の認定を受けている30ha以上の森林</p> <p>4. 対象者 森林施業計画を作成し、町と「森林活動地域活動実施協定」を締結した者</p> <p>5. 対象となる事業 整備箇所の調査、作業歩道の手入れ、施業計画遵守等</p> <p>6. 交付単価 1haあたり1万円</p> <p>7. 負担割合 国1/2 県1/4 町1/4</p> <p>8. 実施期間 平成14年度から平成18年度</p>	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
木材需要拡大事業	<p>1. 目的 木造住宅の建築を促進し、八溝材（町内で生産又は町内の木材業者が取り扱った八溝産材）の需要拡大を図ることを目的として木造新築住宅に対して補助金を交付とすることにより、林産業の活性化に資する。</p> <p>2. 内容 (1)採択基準 新築住宅の使用木材の60%以上が八溝材であること 店舗等が非木造であっても住居部分が木造であること 町内に住民登録をしている者及び取得後登録する者 町税等の滞納がない者 (2)補助金の額 1㎡につき2,000円とし、300,000円を限度</p>	該当なし	馬頭町の例によるものとする。

協議第 4 1 号

商工観光関係事業について（協定項目 2 5 - 1 4）

商工観光関係事業について、次のとおり提案する。

- 1．企業誘致については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2．中小企業融資制度については、現行の制度を基本とし、合併時までに調整するものとする。
- 3．生活安定資金については、合併時に廃止するものとする。
- 4．人にやさしいまちづくり支援モデル事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5．観光イベントについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において速やかに調整するものとする。
- 6．観光客誘致対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7．消費者行政については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、消費生活モニターについては、合併時に廃止するものとする。

平成 1 7 年 1 月 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 産業 分科会名 商工観光

協議事項	2 5 各種事務事業の取扱い	関連項目	2 5 - 1 4 商工観光関係事業
調整の方針	<p>1. 企業誘致については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 中小企業融資制度については、現行の制度を基本とし、合併時まで調整するものとする。</p> <p>3. 生活安定資金については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>4. 人にやさしいまちづくり支援モデル事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5. 観光イベントについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において速やかに調整するものとする。</p> <p>6. 観光客誘致対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7. 消費者行政については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、消費生活モニターについては、合併時に廃止するものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
企業誘致	<p>1. 目的 製造業を主とした優良企業を誘致することにより、雇用の安定、人口増加、また、商業の活性化など多面的な経済波及効果を図る。</p> <p>2. 内容 積極的に企業の誘致活動や誘致対策を行う。また、空き工場への企業誘致及び工業団地の未分譲区画への企業誘致を図る。</p> <p>3. 工業団地現況 新宿平工業団地 分譲面積 44,390m² 分譲率 34.2%</p>	<p>1. 目的 製造業を主とした優良企業を誘致することにより、雇用の安定、人口増加、また、商業の活性化など多面的な経済波及効果を図る。</p> <p>2. 内容 積極的に企業の誘致活動や誘致対策を行う。また、空き工場への企業誘致を図る。</p> <p>3. 工業団地現況 該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
中小企業融資制度	<p>【中小企業融資制度預託事業】</p> <p>1. 目的 町内中小企業の資金融資を促進し、その体質の改善と経営の合理化を図ることにより、本町中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 内容 町が指定する金融機関に資金を預託することで「馬頭町中小企業振興資金」の原資を確保し、金融機関はこの資金にできる限りの自己資金を加えて町の方針に基づき融資する。</p> <p>3. 預託金額（平成16年度） 100,000千円</p> <p>【馬頭町中小企業振興資金】</p> <p>1. 運転資金</p> <p>(1) 限度額 500万円以内 (2) 融資期間 3年以内 (3) 担保 無担保 (4) 保証人 1人以上 (5) 利率 年利2.4%以内</p> <p>2. 設備資金</p> <p>(1) 限度額 1,000万円以内 (2) 融資期間 7年以内 (3) 担保 無担保 (4) 保証人 1人以上 (5) 利率 5年以上年利2.5%以内 7年以内年利2.6%以内</p>	<p>【中小企業融資制度預託事業】</p> <p>1. 目的 町内中小企業の資金融資を促進し、その体質の改善と経営の合理化を図ることにより、本町中小企業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 内容 町が栃木県信用保証協会に資金を預託し、保証協会は町が指定する金融機関に資金を預託することで「小川町中小企業振興資金」の原資を確保し、金融機関はこの資金にできる限りの自己資金を加えて町の方針に基づき融資する。</p> <p>3. 預託金額（平成16年度） 10,000千円</p> <p>【小川町中小企業振興資金】</p> <p>1. 運転資金</p> <p>(1) 限度額 500万円以内 (2) 融資期間 3年以内 (3) 担保 無担保 (4) 保証人 1人以上 (5) 利率 年利2.3%以内</p> <p>2. 設備資金</p> <p>(1) 限度額 1,000万円以内 (2) 融資期間 7年以内 (3) 担保 無担保 (4) 保証人 1人以上 (5) 利率 5年以上年利2.4%以内 7年以内年利2.6%以内</p>	<p>現行の制度を基本とし、合併時までに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
生活安定資金	<p>【馬頭町生活安定資金】</p> <p>1. 目的 町内に居住し事業所、商店街に働く人たちの生活の向上と福祉の増進を図るため、生活資金を融資し、生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>2. 利用目的 生活資金全般</p> <p>3. 融資条件</p> <p>(1) 限度額 100万円以内 (2) 融資期間 3年以内 (3) 担保 無担保 (4) 保証人 1人以上 (5) 利率 固定 3.5%以内 変動 2.675%以内</p> <p>3. 預託金額 7,000千円</p> <p>4. 貸付実績</p> <p>平成14年度 (1) 貸付件数 2件 (2) 貸付金額 200万円 平成15年度 (1) 貸付件数 1件 (2) 貸付金額 80万円</p>	<p>【生活安定資金】 該当なし</p>	<p>合併時に廃止するものとする。</p> <p>貸付返済については、従前の例によるものとする。</p>
人にやさしいまちづくり支援モデル事業	<p>1. 目的 「馬頭町ひとにやさしいまちづくり支援モデル事業区域」において、高齢者、障害者を始めとするすべての者が安全で円滑に商店等を利用できるよう既存施設の改善措置を行むしものに対して補助金を交付する。</p> <p>2. 内容 対象区域内の商店等のバリアフリー化等</p> <p>(1) 主要出入口周辺の段差解消、通路の拡幅及び自動ドア化 (2) 手すりの設置 (3) 高齢者、障害者等に配慮したトイレの改造 (4) 障害者に配慮した案内表示の設置</p> <p>3. 補助金 事業費の2/3以内（県1/3、町1/3） ただし、事業費上限は 600万円</p> <p>4. 事業期間 平成13年度～平成17年度</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
観光イベント	<p>【納涼祭り】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主 催 馬頭町商工会 補助金 2,000千円 	<p>【町民まつり】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主 催 町民まつり実行委員会 補助金 4,500千円 <p>【花菖蒲まつり】</p> <ol style="list-style-type: none"> 主 催 小川町 事業費 420千円 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において速やかに調整するものとする。</p>
観光客誘致対策事業	<ol style="list-style-type: none"> 目的 町の観光施設及び観光資源を県内外に広くPRし、馬頭町への観光客誘致を図る。 内容 <ul style="list-style-type: none"> 観光パンフレットの配布 町のHPへの観光情報提供 新聞、雑誌、ラジオ等からの取材協力 	<ol style="list-style-type: none"> 目的 町の観光施設及び観光資源を県内外に広くPRし、小川町への観光客誘致を図る。 内容 <ul style="list-style-type: none"> 観光パンフレットの配布 町のHPへの観光情報提供 新聞、雑誌、ラジオ等からの取材協力 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
消費者行政	<p>【消費者行政】</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 多様化・複雑化する生活環境により悪質な商法による被害や、生活物資、食品の安全性に対する不信感が増加している。このような中、住民の消費生活の安定及び向上を目的に、相談事業や法に基づく各種立入検査を実施する。 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の受付・処理 電気用品安全法に基づく立入検査 家庭用品品質表示法に基づく立入検査 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 消費生活リーダー養成研修への参加 町イベントの際の消費生活展の開催 <p>【消費生活モニター】</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 消費者を代表して生活関連物資の需給、価格、量目等について情報を収集し行政に反映させるとともに、消費者意識の高揚を図る。 会員 12名 	<p>【消費者行政】</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 多様化・複雑化する生活環境により悪質な商法による被害や、生活物資、食品の安全性に対する不信感が増加している。このような中、住民の消費生活の安定及び向上を目的に、相談事業や法に基づく各種立入検査を実施する。 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の受付・処理 電気用品安全法に基づく立入検査 家庭用品品質表示法に基づく立入検査 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 広報紙等への啓発記事の掲載 町イベントの際の消費生活展の開催 <p>【消費生活モニター】 該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、消費生活モニターについては、合併時に廃止するものとする。</p>

協議第42号

建設関係事業について（協定項目25 - 15）

建設関係事業について、次のとおり提案する。

1．建設関係事業

- (1) 道路整備事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業は、新町において引き続き実施するものとする。
- (2) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、町道認定基準は馬頭町の例によるものとする。
- (3) 道路占用料については、小川町の例によるものとする。
- (4) 法定外公共物使用料については、栃木県の条例に準じて合併時に統一するものとする。
- (5) 地籍調査事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2．住宅関係事業

- (1) 町営住宅及び町有住宅管理事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 住宅入居者選考委員会については、合併時に廃止するものとする。

3．都市計画関係事業

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画マスタープランについては、新町において策定するものとする。

平成17年1月6日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 建設 分科会名 建設・都市計画

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 15 建設関係事
調整の方針	<p>1. 建設関係事業</p> <p>(1) 道路整備事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業は、新町において引き続き実施するものとする。</p> <p>(2) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、町道認定基準は馬頭町の例によるものとする。</p> <p>(3) 道路占用料については、小川町の例によるものとする。</p> <p>(4) 法定外公共物使用料については、栃木県の条例に準じて合併時に統一するものとする。</p> <p>(5) 地籍調査事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 住宅関係事業</p> <p>(1) 町営住宅及び町有住宅管理事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 住宅入居者選考委員会については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>3. 都市計画関係事業</p> <p>(1) 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 都市計画マスタープランについては、新町において策定するものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
道路整備事業	<p>道路橋梁新設改築事業</p> <p>1. 目的 地域住民の日常生活の安全性と利便性の向上を図り快適な生活環境を確保する。</p> <p>2. 内容 「生活密着型事業」として生活関連道路のうち日常生活に密接に関連した地域課題に対応する事業 「連絡強化型事業」として地域づくりの核となる施設整備、社会基盤整備等の地域の課題に対応する事業</p> <p>3. 事業数 平成16年度末で平成17年度に継続される事業（見込み） ・道路新設改築事業 6路線</p>	<p>道路橋梁新設改築事業</p> <p>1. 目的 地域住民の日常生活の安全性と利便性の向上を図り快適な生活環境を確保する。</p> <p>2. 内容 「生活密着型事業」として生活関連道路のうち日常生活に密接に関連した地域課題に対応する事業 「連絡強化型事業」として地域づくりの核となる施設整備、社会基盤整備等の地域の課題に対応する事業</p> <p>3. 事業数 平成16年度末で平成17年度に継続される事業（見込み） ・道路新設改築事業 3路線</p>	<p>新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業は、新町において引き続き実施するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
	<p>街なみ環境整備事業</p> <p>1. 目的 町の中心市街地の事業整備区域内住民を対象に、中心市街地の衰退、空洞化が深刻になりつつある現状で、平成12年12月にオープンした広重美術館を核とし、街の歴史、文化、風土自然、人と人とのふれあいを大切にした個性豊かな街なみ環境の整備を住民と行政が一体となって進め、街に訪れた人が、快適に過ごせるよう環境を整え中心市街地の活性化を図る。</p> <p>2. 内容 広重美術館等の来町者を中心市街地へ誘導(回遊性の確保)し、街なみ環境整備事業として豊かで良好な住環境を形成し活性化を図る。町が主体となり地域施設の整備を行う。</p> <p>3. 対象地域 新町、室町、南町及び田町の4地区</p> <p>4. 整備面積 56.5ha</p> <p>5. 事業費 364,000千円(全体)</p> <p>6. 事業期間 平成14年度(計画) 平成15年度～平成24年度</p> <p>7. 整備概要 町が事業主体 地区施設整備 (通路、小公園、緑地等) 地区防災施設整備 (防火水槽、消火栓設置) その他の施設整備 (水路整備、ストリートファニチャー、案内板等、街路灯、公衆トイレ、煙突除去)</p> <p>・補助率 国1/2、県1/6、町1/3 地元(個人)が事業主体 修景施設整備 (建築の新築、増築、改築 - 40棟)</p> <p>・街なみ景観整備促進ゾーンの建築物・外構等の修景 町補助金 3/4 (国1/3、県1/6、町1/4) + 地元1/4 限度額 4,500千円</p> <p>・街なみ景観推進促進ゾーンの外構等の修景 町補助金 2/3 (国1/3、県1/6、町1/6) + 地元1/3 限度額 200千円</p> <p>・歴史的整備ゾーンの外構等の修景 町補助金 2/3 (国1/3、県1/6、町1/6) + 地元1/3 限度額 200千円</p>	<p>街なみ環境整備事業 該当なし</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容																								
	馬頭町	小川町																									
町 道	<p>1. 級別路線数・延長 (平成16年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>11 路線</td> <td>28,814m</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>21 路線</td> <td>41,212m</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>159 路線</td> <td>98,155m</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>191 路線</td> <td>168,181m</td> </tr> </table>	1級	11 路線	28,814m	2級	21 路線	41,212m	3級	159 路線	98,155m	計	191 路線	168,181m	<p>1. 級別路線数・延長 (平成16年4月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>6 路線</td> <td>15,522m</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>23 路線</td> <td>27,267m</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>175 路線</td> <td>94,430m</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>204 路線</td> <td>137,219m</td> </tr> </table>	1級	6 路線	15,522m	2級	23 路線	27,267m	3級	175 路線	94,430m	計	204 路線	137,219m	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
1級	11 路線	28,814m																									
2級	21 路線	41,212m																									
3級	159 路線	98,155m																									
計	191 路線	168,181m																									
1級	6 路線	15,522m																									
2級	23 路線	27,267m																									
3級	175 路線	94,430m																									
計	204 路線	137,219m																									
	<p>1. 認定基準 町道に認定する道路は、法令その他別に定めがあるものを除き一般交通上重要な道路であり、かつ、次の各号の一に該当しなければならない。</p> <p>(1) 道路の基点、終点とも国道、県道又は町道のいずれかに連絡する道路</p> <p>(2) 国道、県道、町道いずれかの道路から、集落又は公共施設に連絡する道路</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、公共的、公益的見地から町長が特に重要と認める道路</p> <p>2. 具備要件 前条の基準により認定しようとする道路は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。</p> <p>(1) 道路幅員は4m以上であること。ただし4m未満の道路であっても、拡幅改良に要する土地を町に所有権を移転することができるものであるときはこの限りでない。</p> <p>(2) 道路の構造は、交通上支障が無いもので、原則として道路構造令(昭和45年政令320号)に適合するものであること。</p> <p>(3) すでに道路として、一般の利用に供されている道路の道路敷地及び付属物が無償で町に所有権の移転ができるものであること。</p> <p>(4) 開発行為により設置される道路については、開発行為に伴って設置される公共施設の管理基準に適合するものであること。</p>	<p>1. 認定基準 該当なし</p>	<p>馬頭町の例によるものとする。</p>																								
道路占用料	該当なし	<p>1. 根 拠 道路法第39条の規定に基づき、道路の占用につき徴収する。</p> <p>2. 占 用 料 別表1「道路占用料表」のとおり</p> <p>3. 徴収方法 一括徴収</p> <p>4. 減 免 規定あり</p>	<p>小川町の例によるものとする。</p>																								

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
法定外公共物使用料（国土交通省所管譲与財産）	<p>1. 目的 法定外公共物の保全又は利用に関し、公共の安全を保持し、かつ公共の福祉の増進を図る。</p> <p>2. 使用料 別表2「法定外公共物使用料表」のとおり</p> <p>3. 徴収方法 一括徴収</p> <p>4. 減 免 規定あり</p>	<p>1. 目的 法定外公共物の保全又は利用に関し、公共の安全を保持し、かつ公共の福祉の増進を図る。</p> <p>2. 使用料 別表2「法定外公共物使用料表」のとおり</p> <p>3. 徴収方法 一括徴収</p> <p>4. 減 免 規定あり</p>	<p>栃木県の国土交通省所管公共用財産使用料条例を準用し、合併時に統一するものとする。</p>
地籍調査事業	<p>1. 目的 国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、その所有者・地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、地図及び簿冊を作成し、法務局に送付し地図や土地登記簿を書き改める。 個人の土地取引から公共機関の地域の整備まで、土地に関するあらゆる行為のための基礎データの作成を図る。</p> <p>2. 調査面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末実績 町全体面積 151.68 調査対象面積 118.84 既調査面積 68.77 進捗率 57.87% ・第5次十箇年計画面積 46.02 <p>3. 認証 平成14年度調査事業まで認証済み。</p> <p>4. 法務局送付 平成14年度調査事業まで送付済み。</p> <p>5. 土地情報データ化 平成14年度までの調査地区については数値情報化済み。</p> <p>6. 土地情報利活用 全庁的には実施していない。 分筆時に座標値を提供している。</p>	<p>1. 目的 国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、その所有者・地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、地図及び簿冊を作成し、法務局において地図や土地登記簿を書き改める。 個人の土地取引から公的機関の地域の整備まで、土地に関するあらゆる行為のための基礎データの作成を図る。</p> <p>2. 調査面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末実績 町全体面積 41.16 調査対象面積 30.31 既調査面積 25.72 進捗率 84.86% ・第5次十箇年計画面積 4.66 <p>3. 認証 平成15年度調査事業まで認証済み。</p> <p>4. 法務局送付 平成14年度調査事業までは送付済み。 平成15年度については、平成16年12月までに送付予定</p> <p>5. 土地情報データ化 平成15年度までの調査地区については数値情報化済み。</p> <p>6. 土地情報利活用 全庁的には実施していない。 分筆時に座標値を提供している。</p>	<p>現行のとおり 新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
町営住宅管理事業	<p>1. 目的 公営住宅法等に則り、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、町民生活の安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>2. 住宅の現状 [管理戸数125戸]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営愛宕住宅(13戸) 昭和40年度 7戸 36.30㎡ 木造平屋 昭和40年度 6戸 31.76㎡ 木造平屋 ・町営清流住宅(8戸) 昭和46年度 8戸 46.18㎡ 簡易耐火2F ・町営松ヶ丘住宅(42戸) 昭和47年度 10戸 46.18㎡ 簡易耐火2F 昭和48年度 12戸 46.18㎡ 簡易耐火2F 昭和49年度 20戸 50.88㎡ 簡易耐火2F ・町営古館住宅(22戸) 昭和52年度 8戸 55.46㎡ 簡易耐火2F 昭和57年度 7戸 65.72㎡ 簡易耐火2F 昭和57年度 7戸 64.92㎡ 簡易耐火2F ・町営富士山住宅(10戸) 昭和63年度 10戸 69.55㎡ 木造2F ・町営大宝地住宅(30戸) A棟 平成9年度 18戸 70.50㎡ 耐火RC3F B棟 平成9年度 12戸 69.80㎡ 耐火RC3F 	<p>1. 目的 公営住宅法等に則り、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、町民生活の安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>2. 住宅の現状 [管理戸数109戸]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅舟戸団地(35戸) 昭和47年度 5戸 36.52㎡ 簡準平 昭和48年度 10戸 39.45㎡ 簡準平 昭和50年度 10戸 39.45㎡ 簡準平 昭和51年度 10戸 39.45㎡ 簡準平 ・町営住宅旭町団地(10戸) 昭和46年度 5戸 36.52㎡ 簡準平 昭和47年度 5戸 36.52㎡ 簡準平 ・町営住宅薬利団地(19戸) 昭和49年度 9戸 39.45㎡ 簡準平 昭和51年度 10戸 39.45㎡ 簡準平 ・町営住宅谷田団地(32戸) 昭和52年度 11戸 44.90㎡ 簡準平 昭和53年度 10戸 48.24㎡ 簡準平 昭和54年度 11戸 48.24㎡ 簡準平 ・町営住宅谷田上の原団地 (13戸) 昭和56年度 13戸 58.39㎡ 簡準平 	<p>現行のとおり 新町に引き継ぐ ものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
	<p>3. 敷地 町有地</p> <p>4. 家賃の算定方法 公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出</p> <p>5. 立地係数 0.70</p> <p>6. 利便性係数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営愛宕住宅 0.75 ・町営清流住宅 0.75 ・町営松ヶ丘住宅 0.80 ・町営古館住宅 0.75 ・町営富士山住宅 0.90 ・町営大宝地住宅 0.95 <p>7. 敷金 入居時家賃の3ヶ月分</p> <p>8. 駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての町営住宅にあり。 (月額1台2,000円) <p>9. 家賃の納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入期限：毎月25日 ・口座振替 ・窓口払い <p>10. 家賃等の減免又は徴収猶予 入居者が災害、病気その他やむを得ない理由により敷金又は家賃を納付することが困難であると認めるとき。</p>	<p>3. 敷地 町有地</p> <p>4. 家賃の算定方法 公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出</p> <p>5. 立地係数 0.70</p> <p>6. 利便性係数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅舟戸団地 0.90 ・町営住宅旭町団地 0.92 ・町営住宅薬利団地 0.75 ・町営住宅谷田団地 0.80 ・町営住宅谷田上の原団地 0.78 <p>7. 敷金 入居時家賃の3ヶ月分</p> <p>8. 駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅舟戸団地のみあり。 (無料) ・他の町営住宅団地はなし。 (空き地を利用している。) <p>9. 家賃の納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入期限：毎月25日 ・口座振替 ・窓口払い <p>10. 家賃等の減免又は徴収猶予 入居者が災害、病気その他やむを得ない理由により敷金又は家賃を納付することが困難であると認めるとき。</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
町有住宅管理事業	<p>1. 目的 町条例に則り、住宅困窮者に対して住宅を賃貸することにより、町民生活の安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>2. 住宅の現状 [管理戸数 23戸]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三枚畑住宅(5戸) 昭和58年度 3戸 33.12㎡ 木造平屋 昭和58年度 2戸 52.99㎡ 木造平屋 ・上郷地住宅(5戸) 昭和54年度 4戸 46.27㎡ 木造平屋 昭和54年度 1戸 54.12㎡ 木造平屋 ・藤沢住宅(1戸) 昭和62年度 1戸 65.03㎡ 木造平屋 ・ゆりがねハイツ(6戸) 平成2年度 4戸 92.26㎡ 木造3F 平成2年度 2戸 81.52㎡ 木造3F ・南町住宅(6戸) 平成16年度 6戸 67.90㎡ 木造2F <p>3. 敷地 町有地</p> <p>4. 家賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三枚畑住宅(3戸) 5,000円 " (2戸) 10,000円 ・上郷地住宅(4戸) 20,000円 " (1戸) 30,000円 ・藤沢住宅(1戸) 30,000円 ・ゆりがねハイツ(2戸) 52,400円 " (4戸) 56,300円 ・南町住宅(6戸) 42,000円 	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
	5. 敷金 入居時家賃の3ヶ月分 6. 駐車場 ・すべての町有住宅にあり。 (月額1台2,000円) 7. 入居期間 町有住宅入居許可書により入居し退去するまで 8. 家賃の納付 ・納入期限：毎月末日 ・口座振替 ・窓口払い 9. 減免 災害その他特別の事情がある場合		
住宅入居者選考委員会	1. 目的 町営住宅等の入居者の選考について意見を求める。 2. 委員構成 ・定数 8名 助役、町議会議員3名、商工会長、自治会連絡協議会長、民生委員児童委員会、婦人会会長 3. 任期 2年(平成18年3月31日まで) 4. 選考内容 ・住宅入居希望者の入居資格に関する事。 ・入居者の選考に関する事。	1. 目的 町営住宅の入居者の選考について意見を求める。 2. 委員構成 ・定数 5名 一般住民 5名 3. 任期 3年(平成18年3月31日まで) 4. 選考内容 ・住宅入居希望者の入居資格に関する事。 ・入居者の選考に関する事。	合併時に廃止するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
都市計画区域	<p>1. 都市計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初決定 昭和33年 9月18日 ・最終決定 昭和50年 7月 1日 ・都市計画区域 3,880ha ・用途地域 140ha <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域 - ha 第二種低層住居専用地域 - ha 第一種中高層住居専用地域 - ha 第二種中高層住居専用地域 - ha 第一種住居地域 110.5ha 第二種住居地域 - ha 準住居地域 - ha 近隣商業地域 6.5ha 商業地域 - ha 準工業地域 23.0ha 工業地域 - ha 工業専用地域 - ha 	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
都市計画マスタープラン	<p>1. 目的</p> <p>都市計画法第18条の2の規定に基づき馬頭町の地域特性を活かしたまちづくりを目指すとともに、創意・工夫を図り、住民意向を十分に反映させながら将来の馬頭町の姿を明らかにする。</p> <p>2. 内容</p> <p>馬頭町都市計画マスタープランは都市づくりの基本理念、将来の都市構造について平成32年を想定している。</p> <p>実現すべき具体的な都市の将来像</p> <p>都市計画に関し地域住民の理解を得る根拠</p> <p>都市計画相互の有機的な関係</p> <p>都市計画の決定・変更の指針以上のような役割に要約できる。</p>	該当なし	<p>新町において策定するものとする。</p>

別表 1
道路占用料表

(単位：円)

占用物件		単位	馬頭町	小川町	新 町
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	-	770	770
	第2種電柱		-	1,200	1,200
	第3種電柱		-	1,600	1,600
	第1種電話柱		-	690	690
	第2種電話柱		-	1,100	1,100
	第3種電話柱		-	1,500	1,500
	その他の柱類		-	53	53
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートル につき1年	-	7	7
	地下電線その他地下に設ける 線類		-	4	4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	-	520	520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつ き1年	-	360	360
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	-	1,100	1,100
	郵便差出箱		-	450	450
広告塔	表示面積1平方 メートルにつ き1年	-	1,100	1,100	
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつ き1年	-	1,100	1,100	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	-	36	36
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		-	53	53
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		-	71	71
	外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの		-	140	140
	外径が0.4メートル以上1メー トル未満のもの		-	360	360
	外径が1メートル以上のもの		-	710	710
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			-	1,100	1,100
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	-	$A \times 0.003$	$A \times 0.003$
		階数が2のもの	-	$A \times 0.005$	$A \times 0.005$
		階数が3以上の もの	-	$A \times 0.006$	$A \times 0.006$
	上空に設ける通路	占用面積1平方 メートルにつ き1年	-	710	710
	地下に設ける通路		-	360	360
その他のもの	-		1,100	1,100	
祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつ き1日		-	11	11
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつ き1月	-	110	110

占用物件			単位	馬頭町	小川町	新 町
道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。以 下「令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物 件	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方 メートルにつ き1月	-	110	110
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつ き1年	-	1,100	1,100
	標識		1本につき1年	-	850	850
	旗ざお		1本につき1月	-	110	110
	幕(令第7条第 2号に掲げる工 事用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日等 に際し一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートルにつ き1日	-	11	11
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつ き1月	-	110	110
アーチ		1基につき1月	-	1,100	1,100	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第 3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつ き1月	-	110	110
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第 5号に掲げる施設				-	110	110
令第7条第6号 に掲げる施設 並びに同条第7 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつ き1年	-	$A \times 0.008$	$A \times 0.008$
		階数が2のもの		-	$A \times 0.011$	$A \times 0.011$
		階数が3のもの		-	$A \times 0.015$	$A \times 0.015$
		階数が4以上の もの		-	-	$A \times 0.016$
	その他のもの	-		$A \times 0.008$	$A \times 0.008$	
令第7条第8号 に掲げる休憩 所、給油所及 び自動車修理 所	上空、トンネ ルの上又は自 動車専用道路 (高架のもの に限る。)の路 面下に設ける もの	階数が1のもの	-	$A \times 0.008$	$A \times 0.008$	
		階数が2のもの	-	$A \times 0.011$	$A \times 0.011$	
		階数が3のもの	-	$A \times 0.015$	$A \times 0.015$	
		階数が4以上の もの	-	-	-	
	その他のもの	-	$A \times 0.018$	$A \times 0.018$		

新町の額は、栃木県道路占用料徴収条例(町村の区分)による。

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表わすものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。この場合において、1月とは、占用開始の日から翌月の占用開始の日に相当する日の日(応当日のないときはその月の末日)までをいう。

別表2
法定外公共物使用料表

(単位：円)

区分		単位	馬頭町	小川町	新 町	
			道路法の適用を受けない道路、河川法の適用又は準用を受けない河川、湖沼・ため池・溝渠・水路又はこれらに類するもの、その他これらに付属する工作物、物件又は施設	道路法の適用を受けない道路	河川法の適用又は準用を受けない河川、湖沼・ため池・溝渠・水路又はこれらに類するもの、その他これらに付属する工作物、物件又は施設	
柱類の設置	電柱	1本につき1年	348	-	718	831
	第1種電柱		-	770	-	-
	第2種電柱		-	1,200	-	-
	第3種電柱		-	1,600	-	-
	電話柱(電柱であるものを除く。)		129	-	266	308
	第1種電話柱		-	690	-	-
	第2種電話柱		-	1,100	-	-
	第3種電話柱		-	1,500	-	-
	街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。)		88	-	181	209
	その他の柱類	-	53	-	1,473	
鉄塔(電柱又は電話柱であるものを除く。)	1平方メートルにつき1年	-	-	1,272	-	
共架電線、その他上空に設ける線類			-	7	-	-
地下電線、その他地下に設ける線類			-	4	-	-
管類の設置	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	-	36	-	-
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		-	53	-	-
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		-	71	-	-
	外径が0.2メートル未満のもの		-	-	-	60
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		-	140	-	122
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		-	360	-	308
	外径が1メートル以上のもの		-	710	-	616
鉄道、軌道その他これらに類する施設			-	110	-	-
道路		1平方メートルにつき1年	41	-	100	126
	上空に設ける通路等		-	710	-	-
	地下に設ける通路等		-	360	-	-
	その他の通路等		-	1,100	-	-
材料置場			41	110	-	84
物置場			258	-	72	-
広場、運動場等			-	-	-	32
一時的に利用する駐車場、遊戯場、商品置場等		1平方メートルにつき1月	295	110	211	244
農地又は採草放牧地		1平方メートルにつき1年	-	-	4	4
農地			3	-	-	-
採草放牧地			1	-	-	-

区分		単位	馬頭町	小川町		新 町	
土石等の採取	砂利	1立方メートル	250	-	250	250	
	切込砂利		-	-	-	240	
	栗石		-	-	250	250	
	砂		250	-	210	210	
	土砂		150	-	150	150	
	玉石	径が0.15メートルを超え0.3メートル以下のもの	400	140	-	400	310
		径が0.3メートルを超え0.5メートル以下のもの			-		400
		径が0.5メートルを超え0.6メートル以下のもの	140		-	140	100
		径が0.6メートルを超え0.9メートル以下のもの			-		140
		径が0.9メートルを超え1.2メートル以下のもの			-		220
径が1.2メートルを超えるもの		-		220円に1.2メートルに0.1メートル又はその端数を加えるごとに50円を加算した額			
前項までに掲げるもの以外の使用又は収益		1平方メートルにつき1年	その都度町長が定める額	その都度町長が定める額	その都度町長が定める額	84	

新町の額は、栃木県の国土交通省所管公共用財産使用料条例による。

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 管類の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 3 採取量が1立方メートル未満であるとき又は採取量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算する。
- 4 使用料が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割により計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 5 使用料が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 6 土石等の採取に係るものの使用料の額は、この表及び第3項の規定により計算した額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 7 使用料の額が100円未満であるときは、その額を100円とする。

上下水道事業について（協定項目 2 5 - 1 6）

上下水道事業について、次のとおり提案する。

- 1 . 水道事業については、次のとおりとする。
 - (1) 水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、簡易水道事業会計については、合併時に統一するものとする。
 - (2) 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。
 - (3) 加入金及び手数料については、馬頭町の例によるものとする。
 - (4) 料金の算定（検針）及び徴収については、現行のとおりとするものとする。
- 2 . 下水道事業については、次のとおりとする。
 - (1) 下水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 下水道使用料、汚水量の認定、使用料の徴収については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。
 - (3) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。
 - (4) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。
- 3 . 農業集落排水事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業集落排水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、事業会計については、合併時に統一するものとする。
 - (2) 処理施設使用料及び汚水量の認定については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。
 - (3) 使用料の徴収については、水道料金の徴収の例によるものとする。
 - (4) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。
 - (5) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、合併時は現行のとおりとし、合併後、下水道事業に合わせ統一するものとする。
- 4 . 排水設備指定工事店指定手数料については、小川町の例によるものとする。
- 5 . 合併処理浄化槽設置整備事業費補助については、現行のとおりとするものとする。ただし、補助金の交付については小川町の例によるものとする。

平成 1 7 年 1 月 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 上下水道 分科会名 水道・下水道

協 議 事 項	2 5 各種事務事業の取扱い	関連項目	2 5 - 1 6 上下水道事業
調整の方針	<p>1．水道事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、簡易水道事業会計については、合併時に統一するものとする。</p> <p>(2) 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。</p> <p>(3) 加入金及び手数料については、馬頭町の例によるものとする。</p> <p>(4) 料金の算定（検針）及び徴収については、現行のとおりとするものとする。</p> <p>2．下水道事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 下水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 下水道使用料、汚水量の認定、使用料の徴収については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。</p> <p>(3) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。</p> <p>(4) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。</p> <p>3．農業集落排水事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業集落排水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、事業会計については、合併時に統一するものとする。</p> <p>(2) 処理施設使用料及び汚水量の認定については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。</p> <p>(3) 使用料の徴収については、水道料金の徴収の例によるものとする。</p> <p>(4) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。</p> <p>(5) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、合併時は現行のとおりとし合併後、下水道事業に合わせ統一するものとする。</p> <p>4．排水設備指定工事店指定手数料については、小川町の例によるものとする。</p> <p>5．合併処理浄化槽設置整備事業費補助については、現行のとおりとするものとする。ただし、補助金の交付については小川町の例によるものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
水道事業	水道事業 1. 上水道 (1) 認可日 昭和62年3月30日 (2) 計画給水人口 10,000人 (3) 1日最大給水量 5,000 /日 (4) 給水区域 大字馬頭、大字矢又、大字健武、大字和見、大字小口、 大字北向田、大字久那瀬、大字松野、大字富山 2 東部地区簡易水道（企業会計） (1) 認可日 平成8年3月26日 (2) 計画給水人口 3,710人 (3) 1日最大給水量 1,350 /日 (4) 給水区域 大字谷川、大字盛泉、大字大内、大字大山田下郷、 大字大山田上郷、大字健武の各大字の一部	水道事業 該当なし	現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。
	簡易水道事業 1. 小砂地区営農飲雑用水 (1) 認可日 平成12年11月15日 (2) 計画給水人口 1,405人 (3) 1日最大給水量 562 /日 (4) 給水区域 大字小砂、大字和見のうち字高平、字新溜、字上台、 大字小口のうち字萩の草、字梅平、字宮崎、字板山 2. 矢又地区簡易水道 (1) 認可日 昭和61年4月8日 (2) 計画給水人口 400人 (3) 1日最大給水量 100 /日 (4) 給水区域 大字矢又のうち字道中内、字桐ヶ久保、字道の入、字黒田、 字日向、字仲坪、字板本	簡易水道事業 1. 中部地区簡易水道 (1) 認可日 平成5年10月18日 (2) 計画給水人口 4,810人 (3) 1日最大給水量 1,700 /日 (4) 給水区域 大字小川の一部、大字三輪の一部、大字恩田、大字吉田及び 大字東戸田の一部 2. 北部地区簡易水道 (1) 認可日 平成11年9月28日 (2) 計画給水人口 1,290人 (3) 1日最大給水量 399 /日 (4) 給水区域 大字薬利、大字芳井、大字浄法寺及び大字小川の一部	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容																																									
	馬頭町	小川町																																										
水道事業	<p>3. 富山地区簡易水道</p> <p>(1) 認可日 昭和61年 4月 8日</p> <p>(2) 計画給水人口 530人</p> <p>(3) 1日最大給水量 133 /日</p> <p>(4) 給水区域 大字富山のうち字油畑、字仲組、字金谷、字石倉、字鷺子沢</p> <p>4. 大那地地区簡易水道</p> <p>(1) 認可日 昭和63年12月27日</p> <p>(2) 計画給水人口 300人</p> <p>(3) 1日最大給水量 75 /日</p> <p>(4) 給水区域 大字大那地、大字大内のうち字大畑、字光崎の一部、 大字矢又のうち字高野の一部</p>	<p>3. 南部地区簡易水道</p> <p>(1) 認可日 昭和52年 5月 9日</p> <p>(2) 計画給水人口 1,250人</p> <p>(3) 1日最大給水量 259 /日</p> <p>(4) 給水区域 大字片平の一部、大字高岡、大字白久及び大字谷田</p> <p>4. 西部地区簡易水道</p> <p>(1) 認可日 昭和55年 1月31日</p> <p>(2) 計画給水人口 400人</p> <p>(3) 1日最大給水量 80 /日</p> <p>(4) 給水区域 大字東戸田の一部、大字三輪の一部及び大字片平の一部</p>																																										
	<p>水道料金 料金は、使用料金に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てる。</p> <p>1. 例月料金 料金は、下記の基本料金と超過料金との合計額とする。</p> <p>(1) 基本料金 (10)</p> <table border="0"> <tr><td>13mm</td><td>1,700円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>4,800円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>7,800円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>15,300円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>32,600円</td></tr> </table> <p>(2) 超過料金 (1 につき)</p> <table border="0"> <tr><td>11 ~ 20</td><td>210円</td></tr> <tr><td>21 ~ 30</td><td>230円</td></tr> <tr><td>31 以上</td><td>250円</td></tr> </table>	13mm	1,700円	20mm	2,200円	25mm	2,500円	30mm	3,800円	40mm	4,800円	50mm	7,800円	75mm	15,300円	100mm	32,600円	11 ~ 20	210円	21 ~ 30	230円	31 以上	250円	<p>水道料金 料金は、使用料金に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数については四捨五入する。</p> <p>1. 例月料金 料金は、下記の基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額とする。</p> <p>(1) 基本料金 (10)</p> <table border="0"> <tr><td>13mm</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>1,890円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>2,350円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>3,280円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>6,600円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>9,140円</td></tr> </table> <p>(2) 超過料金 (1 につき)</p> <table border="0"> <tr><td>11 ~ 20</td><td>160円</td></tr> <tr><td>21 ~ 30</td><td>170円</td></tr> <tr><td>31 以上</td><td>180円</td></tr> </table>	13mm	1,500円	20mm	1,890円	25mm	2,350円	30mm	3,280円	40mm	4,600円	50mm	6,600円	75mm	9,140円	11 ~ 20	160円	21 ~ 30	170円	31 以上	180円
13mm	1,700円																																											
20mm	2,200円																																											
25mm	2,500円																																											
30mm	3,800円																																											
40mm	4,800円																																											
50mm	7,800円																																											
75mm	15,300円																																											
100mm	32,600円																																											
11 ~ 20	210円																																											
21 ~ 30	230円																																											
31 以上	250円																																											
13mm	1,500円																																											
20mm	1,890円																																											
25mm	2,350円																																											
30mm	3,280円																																											
40mm	4,600円																																											
50mm	6,600円																																											
75mm	9,140円																																											
11 ~ 20	160円																																											
21 ~ 30	170円																																											
31 以上	180円																																											

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
水道事業	(3)メーター使用料 該当なし 2. 臨時料金 1 につき 250円 3. 消火栓料金 1 栓10分間につき 1,000円	(3)メーター使用料 13mm 50円 20mm 90円 25mm 120円 30mm 180円 40mm 250円 50mm 900円 75mm 1,100円 2. 臨時料金 1 につき 250円 3. 消火栓料金 1 栓10分間につき 1,500円	馬頭町の例によるものとする。
	加入金 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者は、水道加入金を納付する。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径に対応する加入金と、旧口径に対応する加入金の額との差額とする。 1. 加入金の額（税込み） 13mm以下 63,000円 20mm以下 126,000円 25mm以下 226,800円 30mm以下 315,000円 40mm以下 567,000円 50mm以下 907,200円 75mm以下 1,575,000円 100mm以下 3,675,000円	加入金 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者は、水道加入金を納付する。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径に対応する加入金と、旧口径に対応する加入金の額との差額とする。 1. 加入金の額（税込み） 13mm以下 63,000円 20mm以下 94,500円 25mm以下 126,000円 30mm以下 178,500円 40mm以下 283,500円 50mm以下 525,000円 75mm以下 840,000円	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
水道事業	手数料 1. 給水装置工事の設計 1 件につき 5,000円 2. 指定給水装置工事業者の指定 1 件につき 15,000円 3. 給水装置工事道路及び河川占用書類作成 1 件につき 5,000円 4. 設計審査（材料の確認を含む。） 1 回につき 1,000円 5. 工事の検査 1 回につき 2,000円 6. 消防演習の立会 1 回につき 1,000円 7. 給水装置の基準違反の確認 1 回につき 2,000円 8. 各種証明書 1 件につき 400円	手数料 1. 給水装置工事の設計 1 件につき 5,000円 2. 指定給水装置工事業者の指定 1 件につき 15,000円 3. 給水装置工事道路占用書類作成 該当なし 4. 設計審査（材料の確認を含む。） 1 回につき 1,000円 5. 工事の検査 1 回につき 2,000円 6. 消防演習の立会 1 回につき 1,000円 7. 給水装置の基準違反の確認 1 回につき 2,000円 8. 各種証明書 1 件につき 200円	馬頭町の例によるものとする。
	料金の算定（検針） 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。 1. 検針実施時期 奇数月 2. 検針員 11名（シルバー人材センター及び個人） 3. 検針内容 メーター指示数を確認後、ハンディーターミナルに指針を入力し、各家庭に使用料のお知らせ用紙を置いてくる。 4. 検針件数（平成15年度末） 3,939件	料金の算定（検針） 料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとす。 1. 検針実施時期 偶数月 2. 検針員 2名（個人） 3. 検針内容 メーター指示数を確認後、ハンディーターミナルに指針を入力し、各家庭に使用料のお知らせ用紙を置いてくる。 4. 検針件数（平成15年度末） 2,209件	
	料金の徴収 料金は、納入通知書（口座振替、直接納付）又は集金の方法により徴収する。 1. 口座振替者 奇数月26日に振替を実施 2. 直接納付者 奇数月15日に納入通知書を発送、月末納入期限	料金の徴収 料金は、納入通知書（口座振替、直接納付）又は集金の方法により徴収する。 1. 口座振替者 奇数月28日に振替を実施 2. 直接納付者 奇数月15日に納入通知書を発送。納入期限は下記のとおり 第1期（3月及び4月分） 5月31日まで 第2期（5月及び6月分） 7月31日まで 第3期（7月及び8月分） 9月30日まで 第4期（9月及び10月分） 11月30日まで 第5期（11月及び12月分） 1月31日まで 第6期（1月及び2月分） 3月31日まで	現行のとおりとするものとする。 口座振替日を28日に、また、納入期限を統一するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容													
	馬頭町	小川町														
下水道事業	<p>公共下水道事業</p> <p>1. 基本計画（平成8年度）</p> <p>(1) 計画目標年次 平成27年度</p> <p>(2) 排除方式 分流式</p> <p>(3) 計画処理面積 198ha</p> <p>(4) 計画処理人口 6,200人</p> <p>(5) 行政人口（平成27年度値） 16,000人</p> <p>(6) 処理方法 オキシデーションディッチ法</p> <p>(7) 雨水施設計画 雨水幹線 581m</p> <p>(8) 汚水施設計画 汚水量（日最大） 4,000 / 日 幹線管渠m 11,133m 枝線管渠m 35,000m</p> <p>2. 認可計画（平成12年度）</p> <p>(1) 処理区名 馬頭処理区</p> <p>(2) 事業実施期間 平成11年度～平成18年度</p> <p>(3) 計画処理面積 55ha</p> <p>(4) 計画処理人口 1,790人</p> <p>(5) 処理能力 1,000 / 日</p> <p>(6) 処理場面積 約1.7ha</p> <p>3. 施設現況（平成14年度末）</p> <p>(1) 名称 馬頭町公共下水道</p> <p>(2) 処理施設（建設中） 馬頭浄化センター（仮称）</p> <p>(3) 供用開始日（平成18年3月一部供用開始予定）</p> <p>(4) 下水道普及率 0.0%</p> <p>(5) 水洗化率 0.0%</p>	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <p>1. 基本計画（昭和63年度）</p> <p>(1) 計画目標年次 平成27年度</p> <p>(2) 排除方式 分流式</p> <p>(3) 計画処理面積 84ha</p> <p>(4) 計画処理人口 3,500人</p> <p>(5) 行政人口（平成27年度値） 10,000人</p> <p>(6) 処理方法 オキシデーションディッチ法</p> <p>(7) 汚水施設計画 汚水量（日最大） 1,800 / 日 幹線管渠 1,810m 枝線管渠 20,080m</p> <p>2. 認可計画（平成11年度）</p> <p>(1) 処理区名 小川処理区</p> <p>(2) 事業実施期間 昭和63年度～平成17年度</p> <p>(3) 計画処理面積 84ha</p> <p>(4) 計画処理人口 3,500人</p> <p>(5) 処理能力 1,800 / 日</p> <p>(6) 処理場面積 約1.1ha</p> <p>3. 施設現況（平成14年度末）</p> <p>(1) 名称 小川町特定環境保全公共下水道</p> <p>(2) 処理施設 小川水処理センター</p> <p>(3) 供用開始日 平成5年3月31日 （全地域供用開始済み）</p> <p>(4) 下水道普及率 47.6%</p> <p>(5) 水洗化率 77.7%</p>	<p>下水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>合併時は現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。</p>													
	<p>下水道使用料 供用開始 平成18年3月予定</p>	<p>下水道使用料 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数については四捨五入する。</p> <p>1. 一般用（月額）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 基本料金</td> <td>10 まで</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>(2) 超過料金（1 につき）</td> <td>11 ～ 20</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21 ～ 30</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31 以上</td> <td>140円</td> </tr> </table> <p>2. 臨時用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 につき</td> <td>200円</td> </tr> </table>		(1) 基本料金	10 まで	1,250円	(2) 超過料金（1 につき）	11 ～ 20	120円		21 ～ 30	130円		31 以上	140円	
(1) 基本料金	10 まで	1,250円														
(2) 超過料金（1 につき）	11 ～ 20	120円														
	21 ～ 30	130円														
	31 以上	140円														
	1 につき	200円														

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
下水道事業	汚水量の認定 供用開始 平成18年3月予定	汚水量の認定 1. 水道水のみ使用の場合は、水道の使用水量とする。 2. 井戸水のみ使用の場合は、世帯構成人員が3人以下のときは1人につき7とし、3人を超えるときは、人員1人につき5をそれに加算した水量とする。 3. 水道水と井戸水の併用の場合は、2.の使用水量の2分の1とし、その使用水量に水道水の使用水量を加算した水量とする。	合併時は現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。
	使用料の徴収 供用開始 平成18年3月予定	使用料の徴収 使用料は、納入通知書（口座振替、直接納付）又は集金の方法により徴収する。 1. 口座振替者 奇数月28日に振替を実施 2. 直接納付者 奇数月15日に納入通知書を発送、月末納入期限	合併時は現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。
	受益者分担金 供用開始 平成18年3月予定	受益者分担金 1. 分担金の額 1戸あたり 150,000円 2. 賦課及び徴収 (1)一括納付 (2)分割納付 各年度4期に分け5年間で徴収する。ただし、分割金額に100円未満の端数が生じたときは、端数金額は最初の年度に合算する。 (3)分担金の納期 第1期 5月1日～31日まで 第2期 8月1日～31日まで 第3期 11月1日～30日まで 第4期 2月1日～末日まで 3. 報奨金 受益者が供用開始後3年以内に下水道に加入し、一括納付したときは、分担金の額の15%を一括納付報奨金として交付する。 4. 減免 規定あり	現行のとおりとするものとする。 合併後においても、従前の処理区ごとに新町に引き継ぐものとする。
	手数料 該当なし	手数料 1. 排水設備の計画確認 1件につき 500円 2. 排水設備の検査 1件につき 500円	合併時は現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
下水道事業	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 該当なし	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 1. 融資あっせんの対象者 (1) 建築物の所有者又は占有者 (2) 町税、下水道受益者分担金及び下水道使用料を滞納していない者 (3) 供用開始を公示した日から3年以内に改造工事を行う者 2. 融資あっせんの限度額 (1) 改造工事1件につき 500,000円以内 (2) 同一世帯において2件以上又はアパート等の改造工事 800,000円以内 3. 融資金の償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から50月以内の毎月元金均等償還 4. 利子補給 融資金の利子は町が負担利子交付は年1回(3月)	合併時は現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。
農業集落排水事業	<p>農業集落排水事業</p> <p>1. 全体計画</p> <p>(1) 計画処理人口 950人</p> <p>(2) 1日平均処理量 257 /日</p> <p>(3) 時間最大処理量 30.9 /時</p> <p>(4) 受益面積 33ha</p> <p>(5) 処理方式 流量調整槽、嫌気ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式</p> <p>(6) 型式 J A R U S 型2系列</p> <p>(7) 汚水施設計画</p> <p>処理施設 1ヶ所</p> <p>構造 R C造</p> <p>建物面積 179m²</p> <p>敷地面積 1,323m²</p> <p>管路施設 5,527m</p> <p>2. 施設現況(平成15年度末)</p> <p>(1) 名称 北向田地区農業集落排水処理施設</p> <p>(2) 処理区域 大字北向田、大字和見字岩下</p> <p>(3) 供用開始日 平成7年10月1日</p> <p>(4) 総人口普及率 3.9%</p> <p>(5) 水洗化率 90.0%</p>	<p>農業集落排水事業</p> <p>1. 全体計画</p> <p>(1) 計画処理人口 550人</p> <p>(2) 1日平均処理量 148.5 /日</p> <p>(3) 時間最大処理量 17.9 /時</p> <p>(4) 受益面積 16.3ha</p> <p>(5) 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式</p> <p>(6) 型式 J A R U S 14型</p> <p>(7) 汚水施設計画</p> <p>処理施設 1ヶ所</p> <p>構造 R C造</p> <p>建物面積 259.2m²</p> <p>敷地面積 11,740m²</p> <p>管路施設 4,950m</p> <p>2. 施設現況(平成15年度末)</p> <p>(1) 名称 三輪水処理センター</p> <p>(2) 処理区域 大字三輪、大字恩田、大字東戸田の一部</p> <p>(3) 供用開始日 平成11年11月1日</p> <p>(4) 総人口普及率 5.4%</p> <p>(5) 水洗化率 74.3%</p>	農業集落排水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、事業会計については合併時に統一するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容																									
	馬頭町	小川町																										
農業集落排水事業	<p>処理施設使用料 使用料の額は、毎使用月において均等割額及び人数割額の合計額とし、1使用者につき下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>1.均等割額(月額)</td> <td>1使用者あたり</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>2.人数割額(月額)</td> <td>1人あたり</td> <td>400円</td> </tr> </table>	1.均等割額(月額)	1使用者あたり	2,000円	2.人数割額(月額)	1人あたり	400円	<p>処理施設使用料 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数については四捨五入する。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="3">1.一般用</td> </tr> <tr> <td>(1)基本料金(月額)</td> <td>10 まで</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)超過料金(1 につき)</td> <td>11 ~ 20</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>21 ~ 30</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>31 以上</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2.臨時用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 につき</td> <td>200円</td> </tr> </table>	1.一般用			(1)基本料金(月額)	10 まで	1,250円	(2)超過料金(1 につき)	11 ~ 20	120円	21 ~ 30	130円	31 以上	140円	2.臨時用				1 につき	200円	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。</p>
	1.均等割額(月額)	1使用者あたり	2,000円																									
	2.人数割額(月額)	1人あたり	400円																									
1.一般用																												
(1)基本料金(月額)	10 まで	1,250円																										
(2)超過料金(1 につき)	11 ~ 20	120円																										
	21 ~ 30	130円																										
	31 以上	140円																										
2.臨時用																												
	1 につき	200円																										
<p>汚水量の認定 該当なし</p>	<p>汚水量の認定</p> <ol style="list-style-type: none"> 水道水のみ使用の場合は、水道の使用水量とする。 井戸水のみ使用の場合は、世帯構成人員が3人以下のときは1人につき7 とし、3人を超えるときは、人員1人につき5 をそれに加算した水量とする。 水道水と井戸水の併用の場合は、2.の使用水量の2分の1とし、その使用水量に水道水の使用水量を加算した水量とする。 	<p>合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。</p>																										
<p>使用料の徴収 使用料は、納入通知書(口座振替、直接納付)又は集金の方法により徴収する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 口座振替者 毎月20日に振替を実施 直接納付者 毎月10日に納入通知書を発送、月末納入期限 	<p>使用料の徴収 使用料は、納入通知書(口座振替、直接納付)又は集金の方法により徴収する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 口座振替者 奇数月28日に振替を実施 直接納付者 奇数月15日に納入通知書を発送、月末納入期限 		<p>水道料金の徴収の例によるものとする。</p>																									

事務事業名	現		況		調整の具体的内容
	馬頭町		小川町		
農業集落排水事業	受益者分担金 1. 分担金の額 1 排水設備あたり 400,000円 2. 賦課及び徴収 (1) 一括納付 (2) 分割納付 (3) 分担金の納期 毎年度末日まで 3. 報奨金 制度なし 4. 減免 規定あり		受益者分担金 1. 分担金の額 1 戸あたり 150,000円 2. 賦課及び徴収 (1) 一括納付 (2) 分割納付 各年度4期に分け5年間で徴収する。ただし、分割金額に100円未満の端数が生じたときは、端数金額は最初の年度に合算する。 (3) 分担金の納期 第1期 5月1日～31日まで 第2期 8月1日～31日まで 第3期 11月1日～30日まで 第4期 2月1日～末日まで 3. 報奨金 受益者が供用開始後3年以内に農業集落排水に加入し、一括納付したときは、分担金の額の15%を一括納付報奨金として交付する。 4. 減免 規定あり		現行のとおりとするものとする。 合併後においても、従前の処理区ごとに新町に引き継ぐものとする。
	手数料 1. 排水設備の計画確認 無料 2. 排水設備の検査 無料		手数料 1. 排水設備の計画確認 1件につき 500円 2. 排水設備の検査 1件につき 500円		合併時は現行のとおりとし、合併後、下水道事業に合わせ統一するものとする。
	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 該当なし		水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 1. 融資あっせんの対象者 (1) 建築物の所有者又は占有者 (2) 町税、受益者分担金及び処理施設使用料を滞納していない者 (3) 供用開始を公示した日から3年以内に改造工事を行う者 2. 融資あっせんの限度額 (1) 改造工事1件につき 500,000円以内 (2) 同一世帯において2件以上又はアパート等の改造工事 800,000円以内 3. 融資金の償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から50月以内の毎月元金均等償還 4. 利子補給 融資金の利子は町が負担 利子交付は年1回(3月)		合併時は現行のとおりとし、合併後、下水道事業に合わせ統一するものとする。

事務事業名	現		況		調整の具体的内容
	馬頭町		小川町		
排水設備指定工事店指定手数料(下水道事業、農業集落排水事業)	手数料 1. 排水設備指定工事店指定 無料 2. 排水設備指定工事店継続指定 無料		手数料 1. 排水設備指定工事店指定 1件につき 10,000円 2. 排水設備指定工事店継続指定 1件につき 10,000円		小川町の例によるものとする。
合併処理浄化槽設置整備事業費補助	1. 対象区域 公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域を除く馬頭町行政区域全域 2. 補助金の交付 対象区域内において、専用住宅(主に居住の用に供する建物、又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。 3. 補助金額 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円 11~50人槽 519,000円		1. 対象区域 特定環境保全公共下水道事業処理区域及び農業集落排水事業処理区域を除く小川町行政区域全域 2. 補助金の交付 対象区域内において、専用住宅(主に居住の用に供する建物、又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)及び自治会公民館に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。 3. 補助金額 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円 11~50人槽 519,000円		対象区域及び補助金額については、現行のとおりとするものとする。 ただし、補助金の交付については小川町の例によるものとする。

学校教育事業について（協定項目 2 5 - 1 7）

学校教育事業について、次のとおり提案する。

1 . 幼稚園については、次のとおりとする。

- (1) 町立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 休業日及び保育時間等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、年度末及び年度始休業日は3月25日から4月7日までとし、保育時間は午前9時から午後2時30分までとするものとする。
- (3) 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額 8,000 円とするものとする。
- (4) 幼稚園就園奨励費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。
- (5) 幼稚園第二子等保育料減免事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。

2 . 学校教育等については、次のとおりとする。

- (1) 町立小・中学校及び通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例を基本とし、調整するものとする。
- (3) 特殊教育就学奨励費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例によるものとする。
- (4) 奨学資金の貸与については、合併時までに調整し、統一するものとする。
- (5) 児童生徒健康診断業務については、馬頭町の例を基本とし、合併時までに調整するものとする。
- (6) 通学費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。
- (7) 外国語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (8) 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、統合等を視野に入れ、合併後、速やかに調整するものとする。

平成 1 7 年 1 月 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 教育 分科会名 学校教育
幼稚園
給食センター

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25-17 学校教育事業
調整の方針	<p>1. 幼稚園については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 休業日及び保育時間等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、年度末及び年度始休業日は3月25日から4月7日までとし、保育時間は午前9時から午後2時30分までとするものとする。</p> <p>(3) 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額8,000円とするものとする。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。</p> <p>(5) 幼稚園第二子等保育料減免事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。</p> <p>2. 学校教育等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町立小・中学校及び通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例を基本とし、調整するものとする。</p> <p>(3) 特殊教育就学奨励費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例によるものとする。</p> <p>(4) 奨学資金の貸与については、合併時まで調整し、統一するものとする。</p> <p>(5) 児童生徒健康診断業務については、馬頭町の例を基本とし、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(6) 通学費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。</p> <p>(7) 外国語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(8) 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、統合等を視野に入れ、合併後、速やかに調整するものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
幼稚園	<p>1. 幼稚園数 町立幼稚園 1園(ひばり幼稚園)</p> <p>2. 定員及び入園児童数 (1) 定員数 120名 (2) 入園児童数 69名 内訳 4歳児 43名 5歳児 26名 平成17年度から3歳児保育を開始予定</p>	<p>1. 幼稚園数 町立幼稚園 1園(小川幼稚園)</p> <p>2. 定員及び入園児童数 (1) 定員数 85名 内訳 3歳児 15名 4歳児 35名 5歳児 35名 (2) 入園児童数 65名 内訳 3歳児 19名 4歳児 24名 5歳児 22名</p>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
休業日及び保育時間等	<p>1. 休業日 国民の祝日 日曜日及び土曜日 夏季休業日（7月21日から8月31日までの42日間） 冬季休業日（12月26日から1月7日までの13日間） 年度末及び年度始休業日（3月25日から4月7日までの14日間）</p> <p>2. 保育時間 午前9時から午後2時まで</p> <p>3. 預かり保育 原則として無であるが、学校行事・冠婚葬祭・通院等で家族に急用ができ、降園後平常どおりの家庭保育が出来ない場合に預かる。</p>	<p>1. 休業日 国民の祝日 日曜日及び土曜日 夏季休業日（7月21日から8月31日までの42日間） 冬季休業日（12月26日から1月7日までの13日間） 年度末及び年度始休業日（3月25日から4月8日までの15日間）</p> <p>2. 保育時間 午前9時から午後2時30分まで</p> <p>3. 預かり保育 原則として無であるが、学校行事・冠婚葬祭・通院等で家族に急用ができ、降園後平常どおりの家庭保育が出来ない場合に預かる。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、年度末及び年度始休業日は3月25日から4月7日までとし、保育時間は午前9時から午後2時30分までとするものとする。</p>
保育料	<p>月額 9,000円 (年額 108,000円)</p>	<p>月額 8,000円 (年額 96,000円)</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額8,000円とするものとする。</p>
幼稚園就園奨励費	<p>1. 目的 幼稚園教育の振興に資するため、本町に住所を有し、私立幼稚園に就園する満3・4・5歳児の保護者の負担の格差是正を図る。</p> <p>2. 内容 (1) 公立幼稚園 該当なし</p>	<p>1. 目的 幼稚園教育の振興に資するため、本町に住所を有し、公・私立幼稚園に就園する満3・4・5歳児の保護者の負担の格差是正を図る。</p> <p>2. 内容 (1) 公立幼稚園 補助対象就園奨励事業 公立幼稚園の設置者が徴収する保育料を幼児の属する世帯の状況に応じて減免する事業 支給要件及び補助限度額（年額） ア．生活保護法の規定による保護を受けている世帯 イ．当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 ウ．当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯 上記ア、イ、ウとも 第1子 20,000円 第2子 37,000円 第3子以降 53,000円</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
	<p>(2) 私立幼稚園 補助対象就園奨励事業 私立幼稚園の設置者が徴収する入園料、保育料を幼児の属する世帯の状況に応じて減免する事業 支給要件及び補助限度額（年額） ア．生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 第1子 137,700円 第2子 180,000円 第3子以降 222,000円 イ．市町村民税所得割非課税世帯 第1子 104,900円 第2子 157,000円 第3子以降 209,000円 ウ．市町村民税所得割8,800円以下の世帯 第1子 80,400円 第2子 141,000円 第3子以降 200,000円 エ．市町村民税所得割102,100円以下の世帯 第1子 56,500円 第2子 124,000円 第3子以降 190,000円 オ．市町村民税の所得割が102,100円を超える世帯 該当なし</p>	<p>(2) 私立幼稚園 補助対象就園奨励事業 私立幼稚園の設置者が徴収する入園料、保育料を幼児の属する世帯の状況に応じて減免する事業 支給要件及び補助限度額（年額） ア．生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 第1子 137,700円 第2子 180,000円 第3子以降 222,000円 イ．市町村民税所得割非課税世帯 第1子 104,900円 第2子 157,000円 第3子以降 209,000円 ウ．市町村民税所得割8,800円以下の世帯 第1子 80,400円 第2子 141,000円 第3子以降 200,000円 エ．市町村民税所得割102,100円以下の世帯 第1子 56,500円 第2子 124,000円 第3子以降 190,000円 オ．市町村民税の所得割が102,100円を超える世帯 （町単独で補助している） 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 5,000円</p>	
幼稚園第二子等 保育料減免事業	該当なし	<p>1．目的 子育てにかかる経済的負担の軽減と少子化対策に寄与する。 2．内容 私立幼稚園に同時に2人以上に就園させている場合の保育料の保護者負担について第二子について1/2、第三子以降について1/10に軽減する事業</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容																																																						
	馬頭町	小川町																																																							
町立小・中学校の学級数等	<p>1. 学級数及び児童生徒数（平成16年5月1日現在）</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="0"> <tr><td>武茂小学校</td><td>6学級</td><td>56名</td></tr> <tr><td>馬頭小学校</td><td>14学級</td><td>331名</td></tr> <tr><td>健武小学校</td><td>5学級</td><td>63名</td></tr> <tr><td colspan="3">（複式学級 1学級）</td></tr> <tr><td>和見小学校</td><td>4学級</td><td>35名</td></tr> <tr><td colspan="3">（複式学級 2学級）</td></tr> <tr><td>大内小学校</td><td>6学級</td><td>56名</td></tr> <tr><td>谷川小学校</td><td>4学級</td><td>39名</td></tr> <tr><td colspan="3">（複式学級 2学級）</td></tr> <tr><td>大山田小学校</td><td>5学級</td><td>56名</td></tr> <tr><td colspan="3">（複式学級 1学級）</td></tr> <tr><td>馬頭西小学校</td><td>6学級</td><td>88名</td></tr> </table> <p>(2) 中学校</p> <table border="0"> <tr><td>馬頭中学校</td><td>10学級</td><td>348名</td></tr> <tr><td>馬頭東中学校</td><td>3学級</td><td>92名</td></tr> </table> <p>「馬頭町立学校整備検討委員会」を設置し、適正な学校施設のあり方を検討中</p>	武茂小学校	6学級	56名	馬頭小学校	14学級	331名	健武小学校	5学級	63名	（複式学級 1学級）			和見小学校	4学級	35名	（複式学級 2学級）			大内小学校	6学級	56名	谷川小学校	4学級	39名	（複式学級 2学級）			大山田小学校	5学級	56名	（複式学級 1学級）			馬頭西小学校	6学級	88名	馬頭中学校	10学級	348名	馬頭東中学校	3学級	92名	<p>1. 学級数及び児童生徒数（平成16年5月1日現在）</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="0"> <tr><td>小川小学校</td><td>11学級</td><td>277名</td></tr> <tr><td>薬利小学校</td><td>6学級</td><td>66名</td></tr> <tr><td>南小学校</td><td>6学級</td><td>80名</td></tr> </table> <p>(2) 中学校</p> <table border="0"> <tr><td>小川中学校</td><td>9学級</td><td>241名</td></tr> </table>	小川小学校	11学級	277名	薬利小学校	6学級	66名	南小学校	6学級	80名	小川中学校	9学級	241名	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
武茂小学校	6学級	56名																																																							
馬頭小学校	14学級	331名																																																							
健武小学校	5学級	63名																																																							
（複式学級 1学級）																																																									
和見小学校	4学級	35名																																																							
（複式学級 2学級）																																																									
大内小学校	6学級	56名																																																							
谷川小学校	4学級	39名																																																							
（複式学級 2学級）																																																									
大山田小学校	5学級	56名																																																							
（複式学級 1学級）																																																									
馬頭西小学校	6学級	88名																																																							
馬頭中学校	10学級	348名																																																							
馬頭東中学校	3学級	92名																																																							
小川小学校	11学級	277名																																																							
薬利小学校	6学級	66名																																																							
南小学校	6学級	80名																																																							
小川中学校	9学級	241名																																																							
通学区域	各学校の通学区域は別紙資料のとおり	各学校の通学区域は別紙資料のとおり	通学区域については、現行のとおりとするものとする。																																																						

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	<p>1. 目的 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 要保護及び準要保護児童生徒</p> <p>(2) 支給対象となる費目及び支給時期</p> <p>学用品費 年2回(6月・11月)</p> <p>小学生 11,100円 中学生 21,700円</p> <p>通学用品費 年2回(6月・11月)</p> <p>小学生 2,170円 中学生 2,170円</p> <p>校外活動費 年2回(6月・11月)</p> <p>小学生 (泊無)1,510円 (泊有)3,470円 中学生 (泊無)2,180円 (泊有)5,840円</p> <p>給食費 年2回(6月・11月)</p> <p>小学生 48,400円 中学生 55,000円</p> <p>新入学学用品費 年1回(6月)</p> <p>小学生 19,900円 中学生 22,900円</p> <p>修学旅行費 年1回(11月)</p> <p>小学生 20,600円限度 中学生 55,900円限度</p> <p>支給額は、国の基準どおり</p>	<p>1. 目的 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 要保護及び準要保護児童生徒</p> <p>(2) 支給対象となる費目及び支給時期</p> <p>学用品費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生 11,100円 中学生 21,700円</p> <p>通学用品費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生 2,170円 中学生 2,170円</p> <p>校外活動費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生 (泊無)1,510円 (泊有)3,470円 中学生 (泊無)2,180円 (泊有)5,840円</p> <p>給食費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生 45,100円 中学生 52,800円</p> <p>新入学学用品費 年1回(7月)</p> <p>小学生 19,900円 中学生 22,900円</p> <p>修学旅行費 年1回(7月)</p> <p>小学生 20,600円限度 中学生 55,900円限度</p> <p>支給額は、国の基準どおり</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例を基本とし、調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
特殊教育就学奨励費	<p>1. 目的 小中学校の特殊学級への就学の特殊事情にかんがみ、児童・生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減し、もって特殊教育の普及奨励を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 特殊学級通学者</p> <p>(2) 支給対象費目及び支給時期</p> <p>学用品費 年1回(11月)</p> <p>小学生 5,550円</p> <p>中学生 10,850円</p> <p>通学用品費 年1回(11月)</p> <p>小学生 1,085円</p> <p>中学生 1,085円</p> <p>校外活動費 年1回(11月)</p> <p>小学生(泊無) 755円 (泊有) 1,735円</p> <p>中学生(泊無) 1,090円 (泊有) 2,920円</p> <p>給食費 年1回(11月)</p> <p>小学生 24,200円</p> <p>中学生 27,500円</p> <p>新入学学用品費 年1回(11月、新1年生のみ)</p> <p>小学生 9,950円</p> <p>中学生 11,450円</p> <p>修学旅行費 年1回(11月)</p> <p>小学生 10,300円限度</p> <p>中学生 27,950円限度</p> <p>支給額は、国の基準どおり</p>	<p>1. 目的 小中学校の特殊学級への就学の特殊事情にかんがみ、児童・生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減し、もって特殊教育の普及奨励を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 特殊学級通学者</p> <p>(2) 支給対象費目及び支給時期</p> <p>学用品費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生 5,550円</p> <p>中学生 10,850円</p> <p>通学用品費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生 1,085円</p> <p>中 1,085円</p> <p>校外活動費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生(泊無) 755円 (泊有) 1,735円</p> <p>中学生(泊無) 1,090円 (泊有) 2,920円</p> <p>給食費 年3回(7月・12月・2月)</p> <p>小学生 22,550円</p> <p>中学生 26,950円</p> <p>新入学学用品費 年1回(7月、新1年生のみ)</p> <p>小学生 9,950円</p> <p>中学生 11,450円</p> <p>修学旅行費 年1回(実施学期末)</p> <p>小学生 10,300円限度</p> <p>中学生 27,950円限度</p> <p>支給額は、国の基準どおり</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例によるものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
奨学資金の貸与	<p>1. 目的 教育の機会均等の趣旨に基づいて能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与して有用な人材を育成する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 経済的理由により修学困難な者</p> <p>(2) 貸与額 高校生 一人月額10,000円 大学生 一人月額30,000円</p> <p>(3) 返還期間等 卒業後20年以内に年賦に返還</p> <p>(4) 実施主体 財団法人馬頭町奨学会</p>	<p>1. 目的 教育の機会均等の趣旨に基づいて能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与して有用な人材を育成する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 対象者 経済的理由によって修学困難な者</p> <p>(2) 貸与額 高校生等 一人月額13,000円 短期大学、大学生等 一人月額25,000円</p> <p>(3) 返還期間等 貸与期間の2倍に相当する期間内に半年賦により返還</p> <p>(4) 実施主体 町</p>	<p>合併時まで調整し、統一するものとする。</p> <p>(1) 対象者 現行のとおりとする。</p> <p>(2) 貸与額 高校生等 13,000円 大学生等 30,000円</p> <p>(3) 返還期間等 卒業後20年以内に年賦により返還。</p> <p>(4) 実施主体 合併時まで調整する。</p>
児童生徒健康診断業務	<p>1. 目的 児童、生徒並びに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 検診・検査 内科検診・歯科検診 小学校全学年・中学生全学年 心臓検診(1, 2次方式) 小学校1年生・中学校1年生 寄生虫卵検査 小学校1年生～3年生 腎臓検診 小学校全学年・中学校全学年 血液検査(貧血検査・総コレステロール量) 小学校6年生・中学校3年生</p>	<p>1. 目的 児童、生徒並びに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 検診・検査 内科検診・歯科検診 小学校全学年・中学生全学年 心臓検診(1, 2次方式) 小学校1年生・中学校1年生 寄生虫卵検査 小学校1年生～3年生 尿検査(蛋白・糖・潜血) 小学校全学年・中学校全学年 フッ素塗布 小学校全学年</p> <p>血液検査は保健福祉課(小児生活習慣病検診)で小学校4年生、中学校1年生を対象に実施している。</p>	<p>馬頭町の例を基本とし、合併時まで調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
通学費補助	<p>1. 目的 児童生徒のうち、通学者（小学生についてはバス通学者をいい、中学生については6 km以上の距離を通学する者をいう。）に対しその通学費の全額又は一部を補助し、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>【小学生】</p> <p>(1) 対象者 バス通学の児童</p> <p>(2) 補助額等 バス料金の全額を補助</p> <p>【中学生】</p> <p>(1) 対象者 6 km以上の距離を通学する生徒</p> <p>(2) 補助額等 バス通学者は料金の100分の60の額を補助 自転車通学者は年額15,000円を補助</p>	<p>1. 目的 遠距離通学をする児童に対し、通学費の一部を補助し、保護者の負担の軽減を図る。</p> <p>2. 内容</p> <p>【小学生】</p> <p>(1) 対象者 4 km以上の距離を通学する児童</p> <p>(2) 補助額等 バス通学者は定期券購入額の3分の1の額を補助 上記以外の通学者は、月額1,500円を補助</p> <p>【中学生】 該当なし</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。</p>
外国語指導助手	<p>1. 目的 中学校等の英語指導助手として英語教育の効率化を図ると共に、国際理解を深める一助とする。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 契約期間 1年ごとで3年まで延長可 平成16年7月26日～平成17年7月25日</p> <p>(2) 指導 町内2中学校を交代で英語の授業の補助をする。</p> <p>(3) 配置数 外国語指導助手 1名</p>	<p>1. 目的 中学校等の英語指導助手として英語教育の効率化を図ると共に、国際理解を深める一助とする。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 契約期間 1年ごとで3年まで延長可 平成16年7月26日～平成17年7月25日</p> <p>(2) 指導 町内中学校で英語の授業の補助をする。</p> <p>(3) 配置数 外国語指導助手 1名</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
学校給食	<p>1. 目的 児童生徒の心身の健全な発達と健康増進に寄与するため、栄養のバランスに考慮した学校給食を提供する。</p> <p>2. 内容 (1) 学校給食 完全給食 週5日 調理方式 共同調理場方式(直営) ドライシステム 給食形態 パン給食 2回 米飯給食 3回(委託炊飯) 給食費 小学校 4,400円/月 中学校 5,000円/月</p> <p>(2) 施設状況 馬頭町学校給食センター ・設置年 平成3年建築 ・給食人員 小学校 838食 中学校 477食 計 1,315食</p>	<p>1. 目的 児童生徒の心身の健全な発達と健康増進に寄与するため、栄養のバランスに考慮した学校給食を提供する。</p> <p>2. 内容 (1) 学校給食 完全給食 週5日 調理方式 共同調理場方式(直営) ウェットシステム 給食形態 パン給食 2回 米飯給食 3回(自校炊飯) 給食費 小学校 4,100円/月 中学校 4,800円/月 幼稚園 2,700円/月</p> <p>(2) 施設状況 小川町学校給食センター ・設置年 昭和55年建築 ・給食人員 小学校 469食 中学校 263食 幼稚園 72食 計 804食</p>	<p>学校給食センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、統合等を視野に入れ、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

2町の小学校の通学区域（平成16年5月1日現在）

馬頭町

学校名	通学区域	特殊通学等
武茂小学校	大字松野・大字富山	バス通学有
馬頭小学校	大字馬頭・大字矢又・大字北向田・大字久那瀬	スクールバス有 バス通学有
健武小学校	大字健武	バス通学有
和見小学校	大字和見	スクールバス有
大内小学校	大字大内・大字大那地	バス通学有
谷川小学校	大字盛泉・大字谷川	バス通学有
大山田小学校	大字大山田上郷・大字大山田下郷	バス通学有
馬頭西小学校	大字小口・大字小砂	スクールバス有 バス通学有

小川町

学校名	通学区域	特殊通学等
小川小学校	大字小川・大字吉田・大字片平・大字東戸田・大字三輪・大字恩田	バス通学有
薬利小学校	大字薬利・大字芳井・大字浄法寺・大字小川の一部	バス通学有
南小学校	大字谷田・大字白久・大字高岡・大字片平の一部・大字吉田の一部	

2町の中学校の通学区域（平成16年5月1日現在）

馬頭町

学校名	通学区域	特殊通学等
馬頭中学校	大字松野・大字富山・大字馬頭・大字久那瀬・大字北向田・大字矢又・大字健武・大字和見・大字小口・大字小砂	自転車通学有 バス通学有
馬頭東中学校	大字大内・大字大那地・大字盛泉・大字谷川・大字大山田上郷・大字大山田下郷	自転車通学有

小川町

学校名	通学区域	特殊通学等
小川中学校	小川町全域	自転車通学有

社会教育事業について（協定項目25-18）

社会教育事業について、次のとおり提案する。

- 1．生涯学習事業については、次のとおりとする。
 - (1) 生涯学習推進計画については、合併後、速やかに策定するものとする。
 - (2) 生涯学習事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 2．家庭教育学級等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。
- 3．男女共同参画推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、男女共同参画計画を策定し、事業推進に努めるものとする。
- 4．成人式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 5．社会体育事業については、次のとおりとする。
 - (1) 社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時までに調整するものとする。
 - (2) 町民体育祭等及び各種スポーツ大会等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 6．文化振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 国、県及び町の指定文化財、美術館、郷土資料館等及びなす風土記の丘資料館の管理受託については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 文化祭については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 7．公民館の設置運営及び事業については、次のとおりとする。
 - (1) 公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。
 - (2) 公民館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 8．図書館等の設置運営及び事業については、次のとおりとする。
 - (1) 図書館等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。
 - (2) 図書館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
- 9．コミュニティ施策については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から補助制度を統一するものとする。

平成17年1月6日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 教育 分科会名 社会教育・文化
 図書館・社会体育

協議事項	25 各種事務事業の取扱い	関連項目	25 - 18 社会教育事業
調整の方針	<p>1. 生涯学習事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生涯学習推進計画については、合併後、速やかに策定するものとする。</p> <p>(2) 生涯学習事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>2. 家庭教育学級等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。</p> <p>3. 男女共同参画推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、男女共同参画計画を策定し、事業推進に努めるものとする。</p> <p>4. 成人式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>5. 社会体育事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) 町民体育祭等及び各種スポーツ大会等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>6. 文化振興事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国、県及び町の指定文化財、美術館、郷土資料館等及びなす風土記の丘資料館の管理受託については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 文化祭については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>7. 公民館の設置運営及び事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) 公民館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>8. 図書館等の設置運営及び事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書館等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) 図書館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p> <p>9. コミュニティ施策については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から補助制度を統一するものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
生涯学習推進計画	<p>【馬頭町生涯学習推進計画】</p> <p>1. 内容</p> <p>(1) 策定年度 平成8年度</p> <p>(2) 計画期間 平成13年度～平成17年度(二期計画)</p> <p>(3) 基本目標 「生涯学び続ける町民の育成を目指して」</p> <p>(4) 推進体制</p> <p>町生涯学習推進協議会 町生涯学習推進本部 町生涯学習推進幹事会</p>	<p>【小川町生涯学習推進計画】</p> <p>1. 内容</p> <p>(1) 策定年度 平成13年度</p> <p>(2) 計画期間 平成14年度～平成17年度</p> <p>(3) 基本目標 「まほろば活躍びと“わがおがわ”の創造」</p> <p>(4) 推進体制</p> <p>町生涯学習推進本部 町生涯学習推進委員会 まなびのおがわ検討会</p>	合併後、速やかに策定するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
生涯学習事業	<p>【生涯学習事業】</p> <p>1. 目的 生涯学習に係る活動を実践する場を提供すること等により、住民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進して生涯学習の一層の振興を図る。</p> <p>2. 内容 (1) 生涯学習振興大会 (2) 生涯学習情報誌「まなびの森」（毎年4月に発行）</p> <p>【出前講座】</p> <p>1. 目的 町職員が各専門分野について、児童生徒に対して学校支援を行うことによって学習内容の理解をさらに深めてもらうとともに、視野の広い心豊かな子どもの育成を図る。</p> <p>2. 対象 小・中学校の児童生徒</p> <p>3. 開催場所 小・中学校等 校外学習の会場</p> <p>4. 時間 平日（午前9時～午後5時）1～2時間程度</p> <p>5. 講座内容 小・中学校の教科、学校行事等の支援</p>	<p>【生涯学習事業】</p> <p>1. 目的 生涯学習に係る活動を実践する場を提供すること等により、住民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進して生涯学習の一層の振興を図る。</p> <p>2. 内容 (1) 講演会 (2) 生涯学習フェスティバル（秋）・（冬） (3) 小川町生涯学習情報誌「まなびプラン」（平成14年4月に発行）</p> <p>【出前講座】</p> <p>1. 目的 生活・趣味・文化・教養一般・町政・教育など町民の要請に応じ、いつでも・どこでも・気軽にをモットーにあらゆる学習活動へ協力者として登録された講師を派遣する。</p> <p>2. 対象 5～10人程度の団体・グループ</p> <p>3. 場所 指定された場所</p> <p>4. 時間 希望の時間</p> <p>5. 講座内容 いろいろな分野</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
家庭教育学級等	<p>【家庭教育学級】</p> <p>1. 目的 親等が家庭教育に関する学習を一定期間にわたって計画的継続的、かつ集団的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 対象 町が指定する小・中学校の保護者 (平成16年度は5校)</p> <p>3. 内容 家庭教育学級運営委員会は、学級生代表と学校職員代表が年内行事を計画し、事業を実施 親子緑化活動、人権講話、親子料理教室、芸術鑑賞会、奉仕活動など</p> <p>【幼児教育学級】</p> <p>1. 目的 幼児期の保護者に講話などにより親の果たす役割の重要性を認識させ、子どもたちの健やかな成長に資することを目的とする。</p> <p>2. 対象 各保育所・幼稚園の保護者</p> <p>3. 内容 「親の役割と責任」などの講話など</p>	<p>【家庭教育学級】</p> <p>1. 目的 家庭・学校・地域社会がそれぞれの教育的役割を認識し、相互に協力し合い、その機能を十分発揮する機会として家庭教育学級を開催し、すべての親が平等に家庭教育について学習する機会を提供する。</p> <p>2. 対象 町内幼稚園、保育所、各小・中学校の保護者</p> <p>3. 内容 学習内容については、各学校等で独自に実施</p> <p>【幼児教育学級】 該当なし</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。</p>
家庭教育事業			

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
男女共同参画推進事業 男女共同参画事業	<p>1. 目的 近年、少子高齢化など社会情勢が急速に変化していく中で、将来にわたって豊で活力のある社会を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会のあらゆる分野で参画する男女共同参画社会の実現が緊急課題となっている。そのため、各種学級・講座の開設や各種団体の事業に、関連事業を推進し、県等で主催する研修会や事業に積極的な参加を推進することにより、男女共同参画社会の形成を目指す。</p> <p>2. 内容 (1) 女性団体等に補助金を交付し、関連事業推進を図る。 (2) 町主催の各種学級や講座等の開催時に、関連の内容を盛り込む。 (3) 県等が主催する事業の参加を助成し、支援する。</p>	<p>1. 目的 近年、少子高齢化など社会情勢が急速に変化していく中で、将来にわたって豊で活力のある社会を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会のあらゆる分野で参画する男女共同参画社会の実現が緊急課題となっている。そのため、各種学級・講座の開設や各種団体の事業に、関連事業を推進し、県等で主催する研修会や事業に積極的な参加を推進することにより、男女共同参画社会の形成を目指す。</p> <p>2. 内容 (1) 情報提供 (2) セミナーの開催 (3) 関連事業の推進 (4) 県等が主催する事業の参加を支援</p> <p>【ヒューマンセミナー】 1. 年3回開催 2. 企画運営委員12名により企画・運営を担当</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、男女共同参画計画を策定し、事業推進に努めるものとする。</p>
成人式 成人式	<p>1. 目的 大人になったことを自覚し、自己の行動に責任を持ち若い情熱と真心をもって、自ら生き抜こうとする若人を祝い励ますために開催する。</p> <p>2. 内容 (1) 対象者 現在町内に居住する新成人者及び過去に居住していた新成人者 (2) 開催日 毎年1月第2日曜日 (3) 会場 総合福祉センター (4) 主催 馬頭町</p>	<p>1. 目的 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年の門出を祝い励ますとともに、その将来の幸福を祈念する。</p> <p>2. 内容 (1) 対象者 町内中学校を卒業した新成人者及び現在町内に居住する新成人者 (2) 開催日 毎年1月第2日曜日 (3) 会場 総合福祉センター (4) 主催 小川町・小川町教育委員会</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
社会体育施設	<p>【体育館】</p> <p>1. 総合体育館 2. 馬頭西体育館 3. 盛谷地区健康増進施設（盛谷体育館） 上記3施設とも</p> <p>(1) 開館時間 午前9時～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 毎週月曜日 12月28日～翌年1月4日</p> <p>【運動場等】</p> <p>1. 町民運動場 ・町民グラウンド ・那珂川グラウンド 2. 林業者等健康増進施設（大山田グラウンド） 3. 武茂グラウンド 上記4ヶ所とも</p> <p>(1) 使用時間 午前6時～午後6時</p> <p>(2) 使用期間 通年</p> <p>【夜間照明施設】</p> <p>1. 町民グラウンド夜間照明施設 2. 大山田グラウンド夜間照明施設 3. 武茂グラウンド夜間照明施設 上記3施設とも</p> <p>(1) 使用時間 午後6時～午後10時</p> <p>(2) 使用期間 5月1日～10月31日</p>	<p>【体育館】</p> <p>1. 町民体育館</p> <p>(1) 使用時間 午前8時30分～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 12月28日～翌年1月3日</p> <p>【運動場等】</p> <p>1. 緑化運動公園・庭球場</p> <p>(1) 使用時間 午前5時30分～午後7時</p> <p>(2) 使用期間 通年</p> <p>2. 浄法寺運動場</p> <p>(1) 使用時間 規定なし</p> <p>(2) 使用期間 通年</p> <p>【夜間照明施設】</p> <p>1. 緑化運動公園夜間照明施設</p> <p>(1) 使用時間 日没～午後9時30分</p> <p>(2) 利用月 5月1日～10月31日</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時までに調整するものとする。</p>

事務事業名	現況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
社会体育事業	<p>【プール】</p> <p>1. 町民プール</p> <p>(1) 開場時間 午前10時～午後6時45分</p> <p>(2) 開設期間 7月1日～9月10日のうち教育委員会が毎年定める。</p> <p>(3) 使用時間 第1回 午前10時～正午 第2回 午後零時15分～午後2時15分 第3回 午後2時30分～午後4時30分 第4回 午後4時45分～午後6時45分</p> <p>【武道館等】</p> <p>1. 武道館</p> <p>(1) 開館時間 午前8時30分～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 毎週月曜日 12月28日～1月4日</p>	<p>【プール】</p> <p>1. 町民プール</p> <p>(1) 開場時間 午前9時30分～午後4時</p> <p>(2) 開場期間 7月1日～9月10日</p> <p>【武道館等】</p> <p>1. 武道館</p> <p>(1) 開館時間 午前9時～午後9時30分</p> <p>(2) 休館日 毎月第3日曜日 12月28日～翌年1月4日</p> <p>2. 弓道場</p> <p>(1) 開館時間 午前9時～午後9時</p> <p>(2) 休場日 毎月第3日曜日 12月28日～翌年1月4日</p> <p>3. 御霊神社弓道場</p> <p>(1) 開館時間 午前8時～午後7時</p> <p>(2) 休場日 毎月第3日曜日 12月28日～翌年1月4日</p>	

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
町民体育祭等	<p>【町民体育祭】</p> <p>1. 目的 広く町民各層の参加を得て、スポーツ・レクリエーションの普及発展を図り、町民の健康保持増進と各地域の連帯感を深め、明朗で健全な生活向上に寄与するものとする。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 実施方法 自治会対抗競技として2年に1回実施（16年度実施）</p> <p>(2) 会 場 馬頭中学校校庭</p> <p>(3) 種 目 12種目</p> <p>(4) 参加者 居住している自治会より全年齢層</p> <p>(5) 参加数 17支部（1,200名）</p> <p>(6) 実施主体 町</p>	<p>【町民体育祭運動会】</p> <p>1. 目的 広く町民各層の参加を得て、スポーツ・レクリエーションの普及発展を図り、町民の健康保持増進と各地域の連帯感を深め、明朗で健全な生活向上に寄与するものとする。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 実施方法 小川町行政区（14区）対抗競技として1部、2部制で実施</p> <p>(2) 会 場 小川町緑化運動公園</p> <p>(3) 種 目 14種目</p> <p>(4) 参加者 居住している行政区より全年齢層</p> <p>(5) 参加数 14行政区（1,900人）</p> <p>(6) 実施主体 町</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
各種スポーツ大会等	<p>【町(教委)主催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ナイター野球大会 2. 中学校アーチェリー大会 <p>【体育指導委員会主催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. レクリエーション大会 <p>【町(教委)・体育協会共催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民体育祭 2. 野球大会 3. ゲートボール大会 4. ゴルフ大会 5. 少年剣道大会 6. 少年柔道大会 7. ゆりがねマラソン大会 8. 町民駅伝競走大会 9. ソフトボール大会 10. スキー大会 11. 町民綱引大会 <p>【町(教委)・体育協会専門部共催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ソフトバレーボール大会 2. あるけあるけ大会 3. 町民登山 4. 野球教室他7種目の教室を開催 <p>【町(教委)・スポーツ少年団共催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ソフトボール大会他2種目の大会を開催 <p>【町(教委)・体育指導委員会共催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. キンボール講習会 	<p>【町(教委)主催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ニューススポーツ大会(ソフトバレー) 2. ソフトバレー教室 <p>【町(教委)・体育協会共催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民球技大会 2. おはようランニング 3. 町民体育祭運動会 4. 歩け歩け大会 <p>【町(教委)・体育協会専門部共催事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町民ハイキング 2. 町民スキー教室 3. 町民ゴルフ大会 4. 県北少年剣道大会 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

社会
体育
事業

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
文化振興事業 指定文化財	<p>【国指定史跡】 1件 唐御所横穴</p> <p>【国登録文化財】 9件 飯塚家住宅新宅主屋 飯塚家住宅新宅文庫蔵 飯塚家住宅新宅中庭木戸 飯塚家住宅新宅石蔵 飯塚家住宅新宅表門及び塀 飯塚家住宅新宅裏門 飯塚家住宅本家離れ 飯塚家住宅本家表門 飯塚家住宅本家脇門</p> <p>【県指定文化財】 11件 1. 彫刻 木造 延命地藏菩薩坐像 木造 阿弥陀如来坐像 2. 工芸品 刀銘 宇陽藩細川義規男正規造 五鈷杵 3. 書籍 紺紙金字法華経 4. 建造物 鷲子山上神社本殿・随神門付棟札 5. 無形民俗 富山の佐々良舞 6. 史跡 武茂城跡 7. 天然記念物 馬頭院の枝垂栗 戸隠神社のイチョウ 北向田のケヤキ</p>	<p>【国指定史跡】 3件 那須官衙遺跡 那須神田城跡 那須小川古墳群 ・駒形大塚古墳 ・吉田温泉神社古墳群 ・那須八幡塚古墳群</p> <p>【国登録文化財】 該当なし</p> <p>【県指定文化財】 1件 1. 工芸品 捨得の図鏝</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
文化振興事業	<p>【町指定文化財】 67件</p> <p>1.有形文化財</p> <p>(1) 絵画 6件</p> <p>(2) 彫刻 6件</p> <p>(3) 工芸品 6件</p> <p>(4) 書跡 16件</p> <p>(5) 考古資料 14件</p> <p>(6) 歴史資料 3件</p> <p>(7) 建築物 2件</p> <p>2.民俗文化財</p> <p>(1)有形民俗文化財 2件</p> <p>3.記念物</p> <p>(1) 史跡 2件</p> <p>(2) 名勝 1件</p> <p>(3) 天然記念物 9件</p>	<p>【町指定文化財】 82件</p> <p>1.有形文化財</p> <p>(1) 絵画 6件</p> <p>(2) 彫刻 6件</p> <p>(3) 工芸品 13件</p> <p>(4) 書跡 18件</p> <p>(5) 考古資料 3件</p> <p>(6) 建造物 5件</p> <p>2.民俗文化財</p> <p>(1)有形民俗文化財 10件</p> <p>(2)無形民俗文化財 1件</p> <p>3.記念物</p> <p>(1) 史跡 16件</p> <p>(2) 天然記念物 4件</p>	
	美術館	<p>【馬頭町広重美術館】</p> <p>平成12年11月3日に開館以来「広重のまちづくり」の核となる文化施設として運営</p> <p>1.内容</p> <p>(1) 休館日</p> <p>月曜日</p> <p>休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）</p> <p>年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</p> <p>展示替え期間</p> <p>(2) 開館時間</p> <p>午前9時30分から午後5時まで</p> <p>ただし、入館時間は午後4時30分まで</p>	該当なし

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
郷土資料館等	<p>【馬頭町郷土資料館】</p> <p>1. 休館日 毎週月曜日 第3日曜日 国民の祝日（祝日が月曜に当たるときはその翌日） 年未年始（12月28日から翌年1月4日まで）</p> <p>2. 開館時間 午前9時から午後5時まで ただし、10月1日から2月末日までは午後4時まで</p> <p>3. 開館 平成3年開館</p>	<p>【小川町郷土館】（民俗展示）</p> <p>1. 休館日 毎週土・日曜日、年未年始</p> <p>2. 開館時間 入館申込みにより開館 （午前9時から午後4時30分までの間）</p> <p>3. 開館 昭和52年開館</p> <p>【小川町民俗資料館】（生活展示）</p> <p>1. 休館日 毎週月曜日、年未年始</p> <p>2. 開館時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>3. 開館 平成3年開館</p> <p>【中央公民館文化財展示室】（考古資料）</p> <p>1. 休館日 毎週土・日曜日、年未年始</p> <p>2. 開館時間 中央公民館開館時</p> <p>3. 開館 昭和52年開館</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
文化祭	<p>1. 目的 文化芸術活動を通して、地域文化の振興と高揚を図る。町民の芸術作品の発表展示の場を提供し、文化の香る町づくりに貢献する。</p> <p>2. 内容 (1) 総合展 (2) 菊花展 (3) 邦楽民謡舞踊祭 (4) 歌謡祭</p>	<p>1. 目的 優れた芸術文化の鑑賞及び発表の機会を提供し、芸術文化活動の振興を図る。</p> <p>2. 内容 (1) 展示部門 - 文芸・書道・絵画・写真・盆栽・華道などの展示 (2) 発表部門 - 音楽祭・邦楽民謡舞踊祭・茶道等</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>
なす風土記の丘資料館の管理受託	<p>該当なし</p>	<p>【なす風土記の丘資料館 小川館・湯津上館】 平成4年、歴史的、風土的特性をあらゆる遺跡が数多く所在する地域の広域的保存と環境整備、また、それに伴う歴史・考古・民俗資料の収蔵、展示のための中核施設として県が設置</p> <p>1. 内 容 指定管理者制度導入を見越して、小川町が平成16年4月から管理を受託している。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
公民館	<p>【公民館（条例による。）】 馬頭町中央公民館 （馬頭町山村開発センター）</p> <p>1．開館時間 (1) 午前8時30分～午後10時</p> <p>2．休館日 (1) 毎月3日、13日、23日 (2) 12月29日～翌年1月3日</p>	<p>【公民館（条例による。）】 小川町中央公民館</p> <p>1．開館時間 (1) 午前8時30分～午後9時30分 （日曜日は午後5時まで）</p> <p>2．休館日 (1) 12月28日～翌年1月3日</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。</p>
公民館の設置運営及び事業等	<p>1．目的 住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>2．内容 親子わくわく塾 趣味の教室 写真や手芸、アクセサリ、切り絵等の教室 料理教室 囲碁教室 英会話教室 よい子の集い シルバ - 大学 写真教室 IT講習会</p>	<p>1．目的 住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>2．内容 文化講演会（小川中学校との共催） いきいき大学 すくすくクラブ 放送利用講座 英会話教室 住民参画型講座（2講座） 優秀映画会</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
図書館等の設置運営及び事業	<p>【図書館等】 馬頭町立図書館</p> <p>1. 開館時間 (1) 火曜～金曜 4月～10月 午前9時～午後6時 11月～3月 午前9時～午後5時 (2) 土曜・日曜 午前9時～午後5時</p> <p>2. 休館日 (1) 毎週月曜日 (2) 第3日曜日 (3) 国民の祝日 (4) 月末の1日 (5) 年末年始(8日間) (6) 特別館内整理期間(年間15日以内)</p> <p>3. 貸出の対象 馬頭町内に居住または在勤、在学する者及び支障のない範囲で館長が適当と認めた者とし、貸出カードの交付を受けた者</p> <p>4. 貸出冊数及び期間 (1) 貸出冊数 図書は1人5冊まで A V資料は1人5点まで (2) 貸出期間 14日以内</p>	<p>【図書館等】 小川町中央公民館図書室</p> <p>1. 開館時間 (1) 火曜～金曜 午前9時～午後5時 (2) 土曜・日曜・祝日 午前9時～午後4時</p> <p>2. 休館日 (1) 毎週月曜日 (2) 年末年始(12月28日～翌年1月3日)</p> <p>3. 貸出の対象 小川町内に居住または在勤、在学する者及び支障のない範囲で適当と認めた者で、貸出カードの交付を受けた者</p> <p>4. 貸出冊数及び期間 (1) 貸出冊数 図書は1人5冊まで A V資料(ビデオは1人2点、C Dは1人4点まで) (2) 貸出期間 14日以内</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時までに調整するものとする。</p>
	<p>1. 目的 本を読む楽しさ、本の面白さを理解すると共に図書館のPRを目的とする。</p> <p>2. 内容 文芸講演会 文学散歩 おはなし会(紙芝居と絵本の読み聞かせ) 親子読書教室 工作教室 人形劇公演 読書感想文コンクール ボランティアの学習会 図書館ボランティア講座 読書会 ブックスタート</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容	
	馬頭町	小川町		
コミュニティ 施策	公民館等施設整備費補助制度	<p>1. 目的 町内の自治会が地域の社会教育活動を推進する。</p> <p>2. 基準 公民館施設を維持する為に必要な工事に要した経費（10万円以上）</p> <p>3. 補助率 工事費の30%以内 ただし、ガラス修繕、電気、冷暖房施設等で常に保守を必要とする経費は除く。</p>	<p>1. 目的 町内（区）で社会教育及び自治活動の拠点としての公民館の設置と施設の拡充整備を促進する。</p> <p>2. 基準 新築・増改築等に要した経費</p> <p>3. 補助率 工事費の1/2又は320万円以下のいずれか低い額</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から次のとおり統一するものとする。</p> <p>1. 基準 新築・増改築等に要した経費（事業費が50万円以上。ただし、修繕の場合は20万円以上。）</p> <p>2. 補助率 事業費の1/2以内。ただし、修繕の場合は1/3以内。（補助限度額500万円）</p>
	公民館等事業関係補助制度	<p>1. 目的 地域における生涯学習活動の充実を図る。</p> <p>2. 内容 公民館分館の事業及び運営に要する経費の一部を補助する。</p> <p>3. 助成額 公民館分館19館 × 18,000円</p>	<p>1. 目的 地域における生涯学習活動の充実を図る。</p> <p>2. 内容 自治公民館の事業及び運営に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(1) 独立又は併置の占有できる施設があること。 (2) 館長等必要な役員及び運営組織があること。 (3) 自治公民館が主催又は共催する事業があること。 (4) 自治公民館の運営に必要な予算があること。</p> <p>3. 助成額 自治公民館28館 × 20,000円</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、翌年度から現行制度を基本に調整し、統一するものとする。</p>